

特集

国と地方の協議の場、スタート

「寄稿1」国と地方の協議の場「の制度の概要と具体的運営にあたって」  
衆議院議員、内閣総理大臣補佐官 ● 逢坂誠一

「寄稿2」国と地方の協議の場「の法制化作業に参加して」  
池田市長 ● 倉田 薫

「寄稿3」分権改革のブースターになれるか  
—— 国・地方協議の法制化の意義と課題 ——  
読売新聞東京本社編集委員 ● 青山彰久

「寄稿4」国政における基礎自治体の意思反映方法比較  
財団法人日本都市センター理事・研究室長 ● 吉田敏治

市長座談会  
フィルムコミッションによる地域活性化  
座談会出席市長 ● 西尾正範・函館市長 / 松浦幸雄・高崎市長 /  
真砂充敏・田辺市長 / 野村興兒・萩市長  
司会・コーディネーター ● 細野助博・中央大学総合政策学部教授

とっておき！ 美しい都市の景観  
柳川市(福岡県)「堀割」  
食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ(服部幸應 監修)  
柔らかな春キャベツを甘酢風味でさわやかに 春キャベツのカニ棒巻き

動き

世界の動き / ギリシャ危機で輝き失ったE.U 時事総研客員研究員 ● 金重 紘 28

経済の動き / 増税は景気を悪化させるのか 東京大学大学院教授 ● 伊藤元重 30

自治の動き / 「失われた10年」を越えて ジャーナリスト ● 松本克夫 32

マイ・プライベート・タイム  
ふるさとが私の活力・その活力をふるさとへ 豊後高田市長 ● 永松博文 40

わが市を語る  
「就地取材」の精神で希望のまちづくりを 釜石市長 ● 野田武則 44

生き活きどころさわあつたか市政「の実現を目指して」 所沢市長 ● 当麻よし子 50

「里海」の概念に基づいた 「人と自然が共生するまちづくり」 志摩市長 ● 大口秀和 52

西山の豊かな自然に抱かれて 活力ある、安心安全のまちづくり 長岡京市長 ● 小田 豊 54  
◆今こそ独自の突破力と発信力を 総社市長 ● 片岡聡一 56

歴史に見る リーダーと、それを支えた人たち  
幕末の翻訳のわずらわしさ——川路聖謨(五)—— 作家 ● 童門冬一 62

編集後記 62

表紙イラスト：山本 陽  
本文イラスト：細田雅亮

市政ルポ 34



会津若松市(福島県)  
サムライシティ会津が大胆に仕掛ける  
地域のにぎわい再生・活力再生大作戦!  
会津若松市長 ● 菅家一郎

都市のリスクマネジメント 42  
自治六法の不在 市町村アカデミー客員教授 ● 大塚康男

全国市長会の動き— Mayors' Action 58

発見！ 驚き！ 「市政」トリビアクイズ 62

# フィルムコミッションによる 地域活性化



野村 興兒  
はぎ  
萩市長(山口県)



真砂 充敏  
たなべ  
田辺市長(和歌山県)



松浦 幸雄  
たかき  
高崎市長(群馬県)



西尾 正範  
はこだて  
函館市長(北海道)

司会・コーディネーター

細野 助博

中央大学総合政策学部教授

1990年代から一部の自治体が注力し始めたフィルムコミッション。映像を通じた都市イメージの向上、地域の魅力の発信などに貢献するほか、経済波及効果も期待できるなど、地域活性化につながる取り組みとして、現在、ますます注目を集めています。

今回の座談会では、フィルムコミッションに力を入れている西尾正範・函館市長、松浦幸雄・高崎市長、真砂充敏・田辺市長、野村興兒・萩市長にお集まりいただき、フィルムコミッションを設立した経緯やその運営、現在の効果などを中心にお話しいただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています。)



映像が函館市を観光地として、  
全国に売り込んだと言っても  
言い過ぎではありません。



西尾 正範  
函館市長(北海道)

行政と市民が一体となったロケ支援

**細野** 映画やテレビをはじめとした映像作品を通じて、地域の知名度の向上はもちろんのこと、市民が地域を再認識するきっかけにもなるフィルムコミッション事業。観光振興など、経済的な恩恵も与える取り組みとして、全国の自治体で

この2作品にかかわったことで、フィルムコミッションのメンバーも大いに経験を積み、自信を持ったようです。

ただ、平成19年以降、大きな映画ロケがなく、フィルムコミッションの組織や活動がまだまだ広く市民に認知されているとはいえない状況にあります。

**野村** 江戸時代の町並みが現存している萩市は、いわばまち全体が一つの大きな映画のセットと言っているほど、歴史的な資源に恵まれ、以前から映画撮影が活発に行われてきました。私も中学生のころに、松陰百年祭記念の映画撮影に協力し、吉田松陰の兄・梅太郎役を演じたことを思い出します。

「萩ロケ支援隊(フィルムコミッション)」として組織が設立されたのは平成12年のことです。それ以来、観光課長が窓口を務め、対応しています。函館市と同様、制作側から「江戸時代に食べられていた野菜を明日の朝までに準備できますか?」などと、難しい要求が立て続けにくることがあります。それらの要望にもスムーズに対応しています。

行政だけでなく、市民も映画撮影は慣れていますから、撮影隊へは日常的に協力しています。「1週間で300人ほどのエキストラを用意してほしい」といった依頼もありますが、多くの市民が快く応じてくれます。撮影は夜遅くまで行われる場合もありますが、本当に楽しみながら参加してくれていますよ。

都市にさまざまな効果を与える  
フィルムコミッション

**細野** フィルムコミッション事業は裾野も広

設立が相次ぎ、現在、国内のフィルムコミッション数は139にも及びます。

それでは、まず各都市がこれまで実施してきたロケ支援などの取り組み、フィルムコミッション設立の経緯などを中心に、お話しください。

**西尾** 函館市は、観光資源としても知られる函館山や函館港、さらには山から港に向かって伸びる坂道、異国情緒豊かな建造物など、絵になる風景が多くあるまちです。また、俳優やスタッフの宿泊施設も充実しているほか、北海道の中では交通アクセスも非常に良好です。このような恵まれた撮影環境を生かして、戦後からこれまでに市内で撮影された映画は約70本、さらにテレビ番組やコマーシャルも含めると、本市をロケ地とした映像作品は年間およそ60本にも上ります。

以前からロケ支援は市民レベルで熱心に行われてきましたが、平成15年に「はこだてフィルムコミッション」を設立しました。当時は全国的な設立ラッシュで、われわれも乗り遅れないようにと、商工会議所、青年会議所などと連携して、組織を立ち上げました。

以来、撮影現場への同行、宿泊やロケ弁当の用意はもちろんのこと、映像関係者のさまざまな要求に応えています。中には、「火事のシーンを撮りたいので、今から消防車を用意してほしい」といった、少々困難な要求もありますが、組織を挙げて、可能なものは全面的に協力しています。

**松浦** 高崎市は平成14年12月に、「高崎フィルムコミッション」を設立しました。映画やテレビドラマ、CMなどの撮影を誘致し、映像を通じて地域の魅力を全国に発信することで、本市のイ

く、観光振興はもとよりさまざまな面で効果が期待できます。それでは、各都市では実際に活動を続けてこられて、どのような効果があったのか、具体的にお話してください。

**松浦** 高崎市では、経済面ばかりを重視しているわけではないのですが、ロケーション撮影がもたらす直接的な経済効果を試算したところ、

24回を数える「高崎映画祭」は、  
映画好きの市民が手作りで  
始めたのがきっかけです。



松浦 幸雄  
高崎市長(群馬県)

メージアップや観光客誘致などにつなげたいというのが、その目的でした。

特徴は、函館市とは異なり、事業主体が市単独であるという点です。現在、観光課内に3名を配置してロケ地の相談、撮影協力の調整、地域住民に対する協力要請、撮影時の立ち会いなどを行っています。

映像制作者が集中する首都圏からの交通アクセスにすぐれていることもあり、着々と実績は上がっています。撮影支援本数はここ数年は年間70本前後と、設立初年度の平成15年度に比べてほぼ倍増。これまで、400本以上の作品を支援しています。

また、エキストラに登録している市民の数は約3500人にも上ります。撮影の際には、非常に楽しそうに参加してくれています。

**真砂** 田辺市でのフィルムコミッションのきっかけは、平成17年に公開された、田辺市出身の監督による映画「海と夕日と彼女の涙」でした。オール田辺市ロケのこの作品を機に、市民ボランティアによる「南紀田辺世界遺産フィルムコミッション」が設立され、市民参加型の厚いロケ支援が行われました。さらに、その翌年にも田辺市をロケ地とした映画の支援のために、多くの市民が参加しました。

平成21年度はロケ隊の消費額、エキストラの弁当代なども含めて、5000万円以上という数値が出ています。

**西尾** 直接的な効果はもちろんですが、その波及効果も大きいですね。

函館市は現在では観光地として知られていますが、実は昭和40年代まではそれほど知名度はありませんでした。それが一躍脚光を浴びたのは、昭和48年放映の、本市を舞台にしたNHKの連続テレビ小説「北の家族」のおかげです。いわば、映像が函館市を全国に売り込んだと言っても言い過ぎではありません。

さらに、本市は「地域ブランド調査2009」(株式会社ブランド総合研究所)において、全国で最も魅力的な市区町村の1位に選ばれましたが、その基準となる項目には「認知度」「発信力」などがあります。これも、映像の力に負うところが大きいでしょう。実際、函館市では、「イカール星人」というキャラクターを使ったPR動画をYouTubeで展開したところ、全国的にも話題になるなど、大きな反響がありました。

**真砂** 田辺市は平成17年に合併したのですが、その直前にNHKの連続テレビ小説「ほんまもん」というドラマが放映されました。これは本市など、熊野地方を舞台に展開されたもので、そのときの注目度はとりわけ高いものがありました。平成16年に世界遺産登録されたこともあり、観光客が一気に増えました。

**野村** 映像によって、その地域ならではの魅力や文化を発信できるのも利点です。幸い、萩市は開発とはこれまでまったく無縁で、図らずも昔からの町並みが現存しています。もちろん、





野村 興兒  
萩市長(山口県)

「明治維新胎動の地」  
というストーリーと共に、  
萩市を発信していければと  
考えます。

手作りでは始めたのがきっかけです。今でこそ全国的に知られるようになりましたが、その市民が映画関係者と人間関係を構築して、仲間と共に活動を展開し、盛り立ててきた歴史があるのです。

**西尾** ポイントは、行政主導ではなく住民主導ということでしょう。まず、何かに熱中し、力を尽くす市民が現れる。仲間を増やし、

**松浦** 私も地域文化は、まちの価値を高めると思っています。高崎市は地方都市にしては珍しく「群馬交響楽団」という市民発のオーケストラが誕生したまちです。「成熟した芸術文化の薫る街」として、芸術・文化振興に対する市民の関心が特に高いことで知られています。このような文化振興は、継続して行わないと根付きません。高崎市では、毎年のように、市民団体主催

域文化に込めて、その価値が変わってくる。むしろ、地域文化が付加価値を生む時代になったのではないかと思います。

田辺市では合併以来、地域ブランドや地域ツーリズムに力を入れてきましたが、熊野地方ならではの自然と共生してきた文化、歴史を強みに、映像はもちろんのこと、さまざまな地域コンテンツを活用して、積極的にPRしていきたいですね。フィルムコミッションはその意味で、まちづくりの手段の一つと位置づけています。

単に建造物が残っているだけではなく、貴重なのは伝統文化や伝統的な生活様式も地域に息づいているということ。だからこそ、真の地域文化として、映像作品にも生かされるし、観光の資源にもなっているのだと思います。

萩市はご存じのとおり、明治維新胎動の地。幕末から維新にかけ、命を懸けて、力を尽くした多くの先人がいます。映像だけではなく、そのようなストーリーと共に、萩市を発信していければと考えています。

**真砂** これまでは文化と経済は相反するものと考えられてきましたが、今や共存する時代に入ったと考えています。

今や「文化」と「経済」が  
共生する時代。  
地域文化が付加価値を  
生んでいきます。



真砂 充敏  
田辺市長(和歌山県)

の下、春は映画祭、秋は音楽祭、マーチングフェスティバルなどの大会・イベントが開催され、多くの市民が参加しています。

**市民に対する啓発効果も期待**

**西尾** 加えて、映像は市民に対する啓発効果もあります。普段から見慣れている映像作品の中に写った風景は、はっとするほど美しいと感じることがある。「私たちのまちはこ

行政も含めて、市全体を巻き込んでいく。そうして、外への発信力を持つていく。そのような「運動」があつて、初めてこのような取り組みは定着すると思います。本市でも、平成7年から「函館港イルミナシオン映画祭」を開催していますが、これも同じように市民有志が中心となって始めたものです。

**真砂** 全国で映画祭は開催されているわけですから、特徴を持たせることも必要です。田辺市では平成19年以降、弁慶生誕の地にちなみ「田辺・弁慶映画祭」を開催していますが、ここでは、40歳以下のアジア若手映画監督作品のコンペティションを行っています。さらに、これを映画検定1級合格者に審査してもらうという非常にユニークな審査方式を取っています。

**野村** ただ、映画祭は、継続するのが非常に難しい面もありますね。萩市でも平成6年から「HAGI世界映画芸術祭」を開催し、さらに翌2回目からは映画監督の原一男さんを塾長に迎え「CINEMA塾」を開いて、映画人の育成にも努めてきました。しかし、撮影への協力、エキストラとしての参加には熱心でも、映画祭となると、財政的負担を伴うこともあり難しいところがありました。その結果、残念なことに、廃止に至ってしまったという経緯があります。

**真砂** 田辺市でも、せっかく映画ロケによって盛り上がった市民の熱意をどのように維持し、映画祭を継続していくかを課題としています。財政事情が悪い中ですから、予算も厳しい。しかし、何としても継続させていきたいという思いがあります。もっと広く市民か

んなにきれいなのか」とあらためて再発見できるのが映像のよさですね。それが市民のまちに対する愛着を生むのだと思います。

**真砂** 同感です。私もフィルムコミッションは市外に対する情報発信だけでなく、対市民への効果もあると思います。自分たちのまちの美しさや、今まで気付かなかった素晴らしさに触れることができます。その体験が、おのずと都市景観などへの関心を高め、まちづくり活動などにもつながるのではないかと思います。

**野村** 教育効果もありますね。萩市でロケが行われた、平成10年公開の松井久子監督の「ユキエ」という作品は、アルツハイマーを扱った映画でした。当時はまだ一般的によく知られていない時代でしたが、多くの市民が映画を通して、この病気に対する理解を深め、福祉問題への関心を高めました。映画は教育的な機能も有した、総合芸術です。現在、地方都市では映画館が減少するなど、衰退化が顕著ですが、地方から盛り上げていかないと、という思いが強くなります。

**市民の「運動」から始まった映画祭の試み**

**細野** 地域文化という観点では、今日お集まりの各都市はフィルムコミッションだけではなく、映画祭の開催をはじめ、映像文化の振興にも力を入れていらっしゃいます。その辺りについても、お話しいただけますか。

**松浦** 高崎市では、昭和62年から「高崎映画祭」が開催され、今年で24回目を迎えました。が、実は、このイベントはある映画好きの市民が



ら認知される、市民参加型の映画祭にしていく必要があると感じています。

**西尾** 長期的に活動を展開させていくためには、キーとなる人材の確保が必要です。熱意を持って、映画祭を始め、ここまですべてを担う市民が、だんだんと高齢になってきました。若い人にもどのように受け継いでいくかを考えなければいけなくなるでしょう。

**松浦** いずれにしても、効果はすぐに表れるものではないですね。「高崎映画祭」も軌道に乗るまで10年はかかっています。当初は、映画賞の授与にも、訪れるのは事務所や映画会社の関係者ばかり。俳優や監督が映画祭に来てもらえるようになるまでに、10年は必要でした。

**地域活性化には、グローバル戦略も必要**

**細野** ところで、最近では、日本の将来に対して、悲観的な意見を持つ人が多くなっています。新聞などでも「日本は縮む国」だとか「内向きになり閉塞感に包まれる」などといった論調が目立っています。このような時代だからこそ、自治体が積極的に情報を発信したり、グ





細野 助博  
(中央大学総合政策学部教授)

ローバルに活動することも必要です。映像の力は万国共通ですから、フィルムコミッションは非常に重要になると思いますが、いかがでしょうか。

**西尾** おっしゃるとおりです。近年、北海道で撮影された中国映画が大ヒットしたおかげで、多くの中国からの観光客がロケ地の道東地区を訪れています。海外映画の誘致も大切になってくると思います。

同時に、地域ごとの国際交流も大切です。函館市では今度、韓国のある都市と姉妹都市を結ぶ予定です。この都市はコンテンツの一大中心地として建設される「韓流ワールド」を核に、アジアの中で飛躍しようとしています。が、函館市の文化的な発信力に感動してくれたことが、姉妹都市締結のきっかけになりました。情報発信が国際交流やまちの発展につながっていくのです。

**真砂** 田辺市では欧米の観光客にも狙いを定めて、観光振興に力を注いでいきたいと考えています。というのも、欧米に人気の観光地、高野山が同じ県内にあること。さらに、合気

道の創始者である植芝盛平翁の生誕の地でもあり、日本の武道に高い関心を持つ欧米人にアピールできること。このような強みを生かしたいのです。

ただ、効果的なPRを行うためには、やはり欧米人の感性に配慮しなければなりません。そこで、地域の観光情報などを提供する「田辺市熊野ツーリズムビューロ」では、カナダ人を職員として雇い入れ、その感性を対外国人の情報発信に生かしてもらっています。

**野村** 確かに、外国人と日本人の感覚はどうしても異なる場所がありますね。ミシユランの観光ガイド（「ミシユラン・グリーンガイド・ジャポン」）を見ても、いまいち評価の基準が分からない。改めて外国人に受け入れられる観光地づくりといった観点で検討したり、映像づくりに生かしたりといったことも必要になるかもしれません。

**松浦** 外国人の感性を知るためには、地道な国際交流が必要になります。高崎市では各大陸の5つの都市と姉妹・友好都市協定を結び、毎年いずれかの都市に集まって、交流を深めています。5年に1度は本市にも訪れていただいていますよ。観光という面で考えると、このような機会を生かして、外国人が訪れやすいまちづくりを考えることも大切でしょう。外からの目、外国人の目を意識することが第一歩になると思います。

**細野** ありがとうございます。フィルムコミッションは住民にとっても、自分たちのまちの再発見につながるし、また、地域の魅力を市外へ発信することにより、認知度を高めるなど、大きな効果があることが、よく分か

りました。また、本日のお話をお聞きして、経済構造が大きく変わる中、フィルムコミッションや情報コンテンツ産業が、今後ますます地域の中で大きな役割を果たすだろうとも感じた次第です。

今後も市民と一体となって、フィルムコミッション事業に尽力し、地域活性化を果たしていただきたい。そして、付加価値の高いまちづくりを推し進めていただきたいと願っています。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(平成22年4月7日、日本都市センター会館にて実施)

本コーナーは隔月掲載となります。次回は7月号に掲載予定です。



# 特集

## 国と地方の協議の場、スタート

これまで地方六団体などが強く求めてきた「国と地方の協議の場」が法制化されました。新政権発足後、国・地方双方の代表からなる検討チームとして「国と地方の協議の場実務検討グループ」会合が設置され、3回にわたる活発な議論の末、今年2月に開かれた第3回会合において法案内容の合意がなされました。現在、今通常国会で法案が審議されております。

今回の特集では、協議の場の具体的な制度骨子や今後の方向性、法制化が地方分権に及ぼす効果などについて4名の方にご寄稿いただきました。

寄稿 1

### 「国と地方の協議の場」の制度の概要と 具体的運営にあたって

衆議院議員、内閣総理大臣補佐官 逢坂誠二

寄稿 2

### 「国と地方の協議の場」の 法制化作業に参加して

池田市長 倉田 薫

寄稿 3

### 分権改革のブースターになれるか — 国・地方協議の法制化の意義と課題 —

読売新聞東京本社編集委員 青山彰久

寄稿 4

### 国政における基礎自治体の 意思反映方法比較

財団法人 日本都市センター理事・研究室長 吉田敏治





# 「国と地方の協議の場」の 制度の概要と具体的運営にあたって

衆議院議員、内閣総理大臣補佐官 逢坂誠二



3月5日、「国と地方の協議の場に関する法律案」が閣議決定され、4月12日現在、国会で審議中となっている。本稿では、この法案の提出に至る経過、その概要及び今後の留意点などについて記したい。

## 国と地方の協議の場の 必要性と経過

国の法律や政策は、自治体の予算や政策にも大きな影響を及ぼす。しかし、国の法律や政策が、自治体関係者と十分な擦り合わせや意思疎通を経て決定されることは必ずしも多くはなかった。

平成11年11月、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）が一部施行された。その5年後、この法律が完全施行され、家畜排せつ物に関する規制が強化される。この一部施行から完全施行までの5年の間に、家畜排せつ物の処理に関し、自治の現場では新たな対策を講ずる必要が生じた。当時、私は北海

道ニセコ町長を務めていた。町内には千頭以上の牛が飼育され、当然、この法律の成立により、これらの牛をはじめとする町内の家畜糞尿への対策が、準備期間5年の中で求められた。この対策には相当な準備と資金が必要となるため、実は5年という期間は決して長くはなく、目標達成のための最低限の時間だったといえる。しかし、この法律は、自治体の意見を十分に確認した上で策定されたものではないため、現場は相当に混乱したと言ってよい。この家畜排せつ物法に限らず、ダイオキシン規制、障害者自立支援法など、国が自治体現場の声や実態を十分に踏まえずに一方的に政策を決めたため、その後の自治体の現場の混乱が大きくアナウンスされる場面は枚挙にいとまがない。

もちろん政府は、自治の現場の声を全く聞かずに政策を決定していたわけではない。いろいろな方式によって意見募集なども行ってきたことは事実だ。しかし、その意

大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表で構成する。また内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し、発言することができる。

第二に、協議の場において、協議の対象となる事項は、国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項及び経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他国の政策に関する事項で地方自治に影響を及ぼすと考えられるもののうち重要なものとする。

このほか、協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議結果の尊重などについて規定している。

## 法案化にあたっての ポイント

次に法案化にあたってのいくつかの論点を記しておきたい。

会議名称は、当初の地方側原案では「国・地方会議」であったが、事実上の「協議の場」を実施し、言葉として定着していることもあり、「国と地方の協議の場」を採用することとし、法案名称も「国と地方の協議の場に関する法案」とした。

「地方分権を推進」し、「行政の無駄を無くし効果的な制度化を図る」ことが当初の目的規定であったが、最終的には「地域主権改革の推進」と「国と地方公共団体の政策の効率的かつ効率的な推進を図るため、地方自治に重大な影響を及ぼす国の政策について、関係大臣及び地方六団体の代表が協議を行う」となった。

総理の位置付けは、地方側の主張と国側の考えにずれがあった。地方側は、総理を会議の正式な構成員とし、議長とすることを強く望んだ。しかし「総理は政府全体を代表する立場であるが、地方側には地方団体全体を代表する立場の者がいない」ことなどを理由として、総理を正式構成員にするとはバランスを欠くと国側が主張した。結局、この協議の場への「総理のかかわり」をより強く明確にすることで合意し、「総理が議長等を指定すること」「協議の場は総理が招集すること」「総理はいつでも出席し発言できること」など、当初案にはない事項が盛り込まれている。

協議の対象事項は、国側も地方側も、広い範囲を対象としたいと考えていたが、その表現に違いがあった。当初案には具体的な項目が列挙されていたが、「（具体的に書き込むと）むしろ議論を狭めることになる。包括的な形にして機動的にできる方がいい」との意見もあり、「国と地方の役割分担に関

り込み、新政権発足後、法制化作業に乗り出した。

## 法案化作業とその概要など

今回の法案化は、昨年11月に開催された事実上の「国と地方の協議の場」で、地方側から「協議の場の法制化に向けた、国と地方の共同による作業チームの設置」が提案され、作業がスタートした。この「実務検討グループ」の構成は、地方側から山田啓二京都市知事、倉田薫大阪府池田市市長、古木哲夫山口県和木町長の3名、国側が松井孝治官房副長官、津村啓介内閣府政務官ら5名であり、総理大臣補佐官である私もメンバーとして作業にあたった。

地方側が準備した原案をたたき台として、法案化作業を開始した。3度の検討会の開催に加え、国と地方側の事務担当者による数多くの打ち合わせを経て、最終的には政府が条文化した。内閣提出法案について、地方側原案を基にして、国と自治体が総理官邸で同じテーブルについて検討したのは歴史上初のことと思われる。この法案策定の過程そのものが、この法案の精神を体現したものであり、画期的なことだといえる。

法案の概要は次の通りである。  
第一に、協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権推進担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理



# 「国と地方の協議の場」の 法制化作業に参加して

池田市長 倉田 薫



する事項」「地方自治に関する事項」「国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの」のうち重要なものとするにした。協議対象事項は、条文にどう書き込もうとも、国と地方がお互いに話し合おうと決めると広い範囲が対象となるものであり、事実上、あらゆることが協議の対象範囲となり得る。

## 今後の留意点など

自治の現場に長く身を置いた私の立場から見て、この法律には、自治体がこれまで国政に対し抱いていた、意思疎通の物足りなさなどを解消する大きな手立てとなる可能性はある。加えて国政の場に今の立場から判断しても、この法律によって、国と自治体の関係が真の対等協力の関係となる可能性も高い。しかし、この可能性は、今後の運用次第で、大きくも小さくもなる。

まず最も懸念されるのは、この協議の場が単なる要望やお願いの場だけになってしまふことであり、そうならないよう留意する必要がある。これは何も地方側だけの課題ではなく、国側にとっても同様である。例えば国の決めた政策を、地方側に一方的に納得させる場となつてはいけない。

今回の法案では、協議の場を招集するのは総理であるが、協議の場の構成員は誰で

もが、総理に対し協議の場の招集を求めることができる。この召集の求めがあった場合は、総理は誠実に対応することを実務検討グループ会合でも確認している。つまり協議の場の開催は、国側も地方側も等しく同じ権限を持っていると考えてよい。この規定は極めて大事なものであり、この法律の肝の一つと言ってよい。

このため地方側は、協議したいと考える案件のすべてについて、この協議の場に持ち込むことは可能である。しかし例年、地方財政対策などは、年末の政府予算案決定直前の数日間が決まるのが通例だ。こうした窮屈な日程の中で、自治に影響を及ぼす案件のすべてを、さらにその詳細まで踏み込んで協議をするのは簡単ではない。こうした現実にかんがみると、どんな案件を、どのような深度まで議論するのかなど、議論の対象案件と国の政策決定に自治体がどの程度関与できるのかは、なかなか簡単に決まるものではない。分科会を多数設置して、特定の事項に関し深く議論することは可能だが、分科会が増えれば増えるほど、国と地方側、それぞれ内部の意思の統一に手続きが増える可能性も否定できない。つまり広い範囲の案件を詳細に議論することは、簡単ではないことが予想される。従って、最初からこの協議の場に期待を持ち過ぎてはいけないと感じている。

## 粘り強くこの場を 育てていくことが重要

この法案では、協議の場に関しあまり詳細な制度設計を行わず、どちらかと言えばザックリとした制度としている。この協議の場は、国にとっても地方にとっても初めの取り組みであり、運営上どんな課題が出てくるかは、必ずしも十分に見通せるものではない。このようなことを考慮して、あらかじめ詳細な制度としていない。逆に言うならば、国と地方側の今後の協議の積み重ね、その実践の積み重ねによって、この協議の場の在り方や位置付けを進化させる意図がある。

こうしたことを国側も地方側も十分に理解をしながら、最初からあまり力まずに、しかし粘り強くこの協議の場を育てることが必要だ。協議のルールや協議すべき事項やその内容などを、成果を焦らずに丁寧に議論すべきだ。そうすれば日本の政策決定方式のみならず、政策そのものの課題や問題点も浮かび上がってくる。つまりこの協議の場の扱い次第で、日本の自治、そして国家全体の民主主義を大きく発展させることができる。それほどこの法律は大きな可能性を秘めたものであることを多くの方々にご理解いただきたい。

## はじめに

「政権選択」と「政権公約(マニフェスト)」を大きなテーマとして実施された昨年夏の衆議院総選挙は民主党の圧勝に終わり、政権交代が現実のものとなった。マニフェストなるものがここまで注目された選挙はかつてなかったのではないだろうか。そしてそのマニフェストの中に「地方分権」が大きな柱の一つとして取り入れられたことも注目に値することだと思ふ。

子育てや年金、医療などに加えて「地方分権」や「地域主権」という言葉が各党のマニフェストの中に躍ったことは、わが国における地方分権改革の進展を象徴するものとして地方公共団体の注目と期待を集めることとなった。全国知事会や全国市長会が各政党のマニフェストにおける「地方分権」に関する部分について特に自民、公明、民主の3党の政策担当者に対して公開の場で正式にものを持つ機会を持つことができたのも画期的なこと

であった。

選挙の結果誕生した新しい政権が、その政権公約で約束したとおり地域主権を1丁目1番地と位置付けて施策を展開していくという姿勢は「国と地方の協議の場」の法制化という形で示されることとなった。

## 「国と地方の協議の場」の 法制化に向けた作業部会発足

昨年12月私は、「国と地方の協議の場」の法制化に向けた作業部会に全国市長会を代表して参画させていただくという重責を担わせていただくこととなった。作業部会のメンバーは政府側、松井・瀧野両内閣官房副長官、逢坂内閣総理大臣補佐官、津村内閣府大臣政務官、小川総務大臣政務官の5人、地方側は山田京都府知事、古木山口県和木町長と私の3人である。作業は12月18日の第1回会合にはじまり2月18日の第3回会合で終了した。一度の会合に要する時間は約60分と短時間であったが、それぞれに忙しい公務の合間を

縫つての日程調整のことを考えると、なかなか中身の濃い2カ月間であったように思っている。

ところで、この「国と地方の協議の場」を設けることにはいかなる意義があるというのであろうか。ここで、改めて述べてみたい。

「地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策的効果的かつ効率的な推進を図ること」これが、「国と地方の協議の場」の設置目的である。「地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案段階で地方六団体の代表者が関係大臣と協議を行う」というのは国と地方の関係という過去には全くなかった画期的なことである。文字通り国と地方が上下、主従の関係から対等平等の関係になったことが具体的な形になって実現されることに



なるので、首長経験のある逢坂内閣総理大臣補佐官をして「かつて首長として求めていたことが、現実のものとなることに涙が出そうになるくらい感激した」と、思わず口をついて出た言葉である。地方側の3人はもとより、総務省事務次官であった瀧野内閣官房副長官もおそらく同じ思いであったに違いない。もちろん私も、第二期地方分権改革の時代になって「やっとここまで来た」と感激している一人である。



「国と地方の協議の場実務検討グループ」会合での筆者(左側)

この段階で私の責任の一端を果たすことができたとしてほっとしたものである。大阪では例の元気のいい知事がワン大阪を唱えて「大阪都構想」を叫んでおられるが、この「協議の場」でも大都市制度が協議され、その場に当事者となる大都市の代表市長が参加される日もそう遠くはないのかも知れない。

### 問題点その3、協議内容の尊重義務

もう一つの問題点は、「協議の場」で決定したことに對する「尊重義務」である。協議の場に出席する政府側はその政策の実施にあたる所管大臣で、地方側は六団体の代表者である。しからば、この六団体の代表者は、この「協議の場」の決定事項についてそれぞれの構成員に周知徹底できるのか、という問題である。現に住民基本台帳ネットワークシステムについても、今なおその接続を拒んでいる首長がいるではないか、との指摘があった。私からは「法治国家において法律で定められた方針に従わない首長が出てくることを法律が想定していなかったわけ、今後は法治国家において法令を遵守しない首長・自治体に対する罰則規定が必要になるというだけのこと」と申し上げたが、内閣総理大臣の時といい、地方六団体の長の役割・権限・責任に対し、一定の疑問が投げかけられたものと思う。

例えば、「全国市長会の会長の発言、約束

作業を終えて私たちはこの「協議の場」での協議が実効性のあるものとして機能するようになるよう双方が心掛けなければならないと誓い合った。例えば、「後期高齢者医療制度」や「子ども手当の給付」などについて、この「協議の場」で政策立案段階において協議していたとすれば、もっとスムーズに政策が実施できたのではと思っているからである。

### 問題点その1、内閣総理大臣の出席

この法制化作業の中で特に問題となった案件の一つに「内閣総理大臣の出席義務」があった。この協議の取りまとめ役としての議長は、内閣総理大臣とすることが望ましい。これが地方側としての基本的な要求事項であり、政府側としては「内閣総理大臣までは難しい」との考えであった。「公務多忙な総理が常時出席は不可能」ということは理解できるが、その一方で「国を代表する内閣総理大臣に對して、地方を代表する者は誰かがあまいであり、国と地方で不均衡になる」という理由もあった。

これに對しては「国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・平等の関係に」という流れの中で、「地方を代表するものが特定できないから総理の出席はできない」といわれることは承服できない。現に政府が設置した地域主権戦略会議では総理が議長になっており、「協議の場」の位置付けが軽いものと見られることにならないのか、せつかくの「国と

に従わない首長が存在したら」と、そこまできわめられたら、この「国と地方の協議の場」そのものの存在意義が問われることになってしまふ。ということ、この「協議の場」での決定事項に對する尊重義務とは、その出席者が負うことに限定されることとなった。

### むすびに

いずれにしても、この「国と地方の協議の場の法制化」によって、第二期地方分権改革の時代における地方分権改革(地域主権改革)が画期的に前進することは間違いない。

国の各般の制度設計にあたり所管の大臣と地方六団体の関係者が胸襟を開いて協議することにより、血の通った住民(国民)本位の施策が実施されていく。そんな「国と地方の協議の場」の法制化に向けての作業部会、幾つかの点でいささか柔軟に取りまとめはされたものの、わずか2カ月、しかも公式には3回の会合でここまでまとめられたことについては、逢坂内閣総理大臣補佐官と山田京都市知事の陰の努力によるところが大きかったことをあえて申し上げておきたい。

私としては先にも述べた通りこの

地方の協議の場の設置という基本的主旨に反することになる、と地方側としては猛烈に反論したが、結局、前者の理由により内閣総理大臣は議長とはならず、「いつでも協議の場に出席し発言することができる」と規定することにどまった。

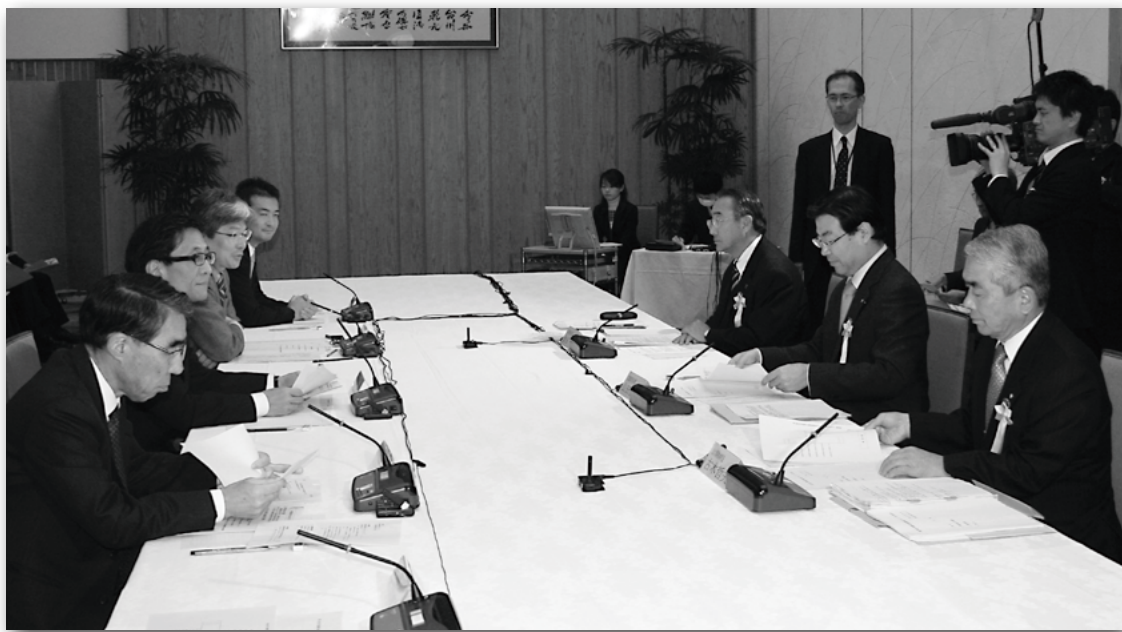
### 問題点その2、大都市問題の協議の場

この協議の場の参加者は原案で「内閣官房長官、総務大臣、財務大臣その他地方行政に特に関連が深い者として内閣総理大臣が指定する国務大臣並びに地方自治法第263条の3第1項に規定する全国的連合組織の代表者」とされていた。協議の場が法律で規定されるものだから地方側の代表者も法律の裏づけのある地方組織の代表者となるのは当然である。

私からは全国市長会として会長のみならず指定都市市長会、中核市市長会、全国特例市市長会の代表者などが必要に応じて臨時議員として参加できないか、または大都市問題を扱う分科会を常設できないかと主張させていただいた。

その結果、法制化される協議会だから法律に規定される全国組織の代表者として全国市長会の会長が正式メンバーとなることは当然ではあるが、大都市問題などを協議する場合の臨時議員として関係市長の参加や必要に応じて分科会を設けることについてはおおかたのご了解を得ることができた。私としては、

「協議の場」での協議が実効性のあるものとなることを改めて期待していることを申し上げて、拙文のむすびとしたい。



「国と地方の協議の場実務検討グループ」会合の様相



# 分権改革のブースターになれるか — 国・地方協議の法制化の意義と課題 —

読売新聞東京本社編集委員 青山彰久



「国と地方の協議の場」を法律に基づく機関にする法案が、国会に提出された。法案が成立すれば、国と地方を「対等・協力」の関係にする地方分権に向け、貴重な一歩が踏み出されることになる。だが、鳩山内閣にも地方六団体にも、この仕組みを機能させるには相当の覚悟が必要だ。国と地方の協議を法制化する歴史的な重みを確かめながら、これからの課題を考えてみる。

## 立法過程に地方が参加する

今回の法案の核心は3つあるといっている。第一は、地方自治体の行政に係るほぼすべての国の政策を企画立案の段階から協議の対象にしたこと。第二は、本協議（官房長官や総務・財務などの主要閣僚と地方六団体の各会長で構成）を形式的なものに終わらせないため、分科会を設置して調査・検討することとしたこと。そして第三は、閣僚側と地方側の双方に協議で合意した事項の尊重義務を課したことである。

法制化にたどり着いた道のりをかみしめることが大切のように思える。

## 56年前の嘆きを胸に—法制化の道のり

地方分権のように、いくつもの時代を超えて息長く続く改革の場合、「われわれはどこまで来たのか、そしてどこへ向かおうとしているのか」と確かめなくてはならない。何が実現でき、何が残された課題なのかを問いたくなるのである。国と地方の協議の場の法制化についてもそうだ。われわれの前の世代は何に苦しみ、どう歩んできたかを知る必要がある。

昭和という時代を地域から見つめ続けたジャーナリストの一人に、むのたけじ氏がいた。むの氏は戦前、朝日新聞のアジア特派員だった。終戦を機に新聞の戦争責任を感じて退社、郷里の秋田県横手市に帰って週刊新聞『たいまつ』を刊行した反骨のジャーナリストである。むの氏がそこで書き続けたコラムを



このうち、協議対象について法案の条文では、①国と地方の役割分担に関する事項、②地方行政、地方財政、地方税制に関する事項、③経済財政、社会保障、教育、社会資本整備など、国の政策で地方自治に影響を及ぼす事項—と規定されている。ということは、分権改革に伴う権限移譲や税源移譲などの制度改革はもちろん、地方交付税の規模を決める地方財政計画から霞が関の各省が地方自治体に要請するさまざまな政策まで、幅広く協議できることになる。しかも、1時間程度で終わる通例の本協議だけではなく、分科会を設けてじっくり議論して積み上げるこの方式は画期的だといっている。

国民・住民に安定した公共サービスを供給するためには、内政の分野で国と地方が情報を共有して政治的に合意することが重要なのは言うまでもない。そのための協議機関を法律に基づいて設置することは、平成12年の地方分権一括法で国と地方の関係を「対等・協力」と位置づけた理念を一步進めるものだと集めた『たいまつ十六年』（復刻版・岩波現代文庫）という本の中に、昭和29年1月の日付で次のような文章がある。

「日本にはほんものの地方自治体は存在しないと思っている。あるものは、地方行政連絡所だけである。見たまえ、橋ひとつかけた、教室を建て増したとあれば、ソレ県庁へお百度参り、東京へ陳情—飲ませ食わせに口車、ナワ付きのおまけまでとび出す。市町村長でやり手だと評判の人を洗ってみれば、何のことはない、宴会の座もち上手にやりくり上手というのではお話になるまい。そんなシャッポをかぶった団体は自治体ではなく被治体、治められているものであり、治めているものの道具にすぎない」

むの氏が嘆いたのは「国が決めて地方が従う」という論理だった。当時、多くの人々は「理想ばかり言っても仕方がない」とあきらめたが、むの氏のように、「この集権の論理をいつか何とか変革したい」と繰り返し戦ってきた人々が地域には数多くいた。

「国が決めて地方が従う」はそう簡単に変わらなかった。政府が地方の意見を聞くにしても、公共事業計画の策定などで首長の意見を聴取したり、各省の審議会などに地方自治体の代表を参画させたりする程度だった。

これを一步進めたのが、平成5年に議員立法で行われた地方自治法の一部改正。地方六団体に対して、「地方自治に影響を及ぼす法

いえる。これまで中央政府が一方的に政策立案してきた歴史を考えれば、この協議の法制化は「国の立法過程に自治体を参加させる手続き」の一つと位置づけることもできる。

だが、問題はこれがうまく機能するかどうかだ。法案を煮詰めるために2月18日に国と地方の双方が開いた「実務検討グループ」の第3回会合で、瀧野官房副長官（元・総務省事務次官）が次のように発言している。

「地方に影響を及ぼす政策を企画立案から協議することは今までやれなかったことだ。だが、どう運用するかが一番重要。各省はこれまで前向きに対応するから分らない。われわれも努力するが、地方側も枠組みができた」と安心しないではない。法律ができたなら魂を入れるべく互いに頑張らなければならない」各省の本音も多様な地方自治体の実態も知る瀧野氏らしい発言だ。後述するように、この機関の運用には国にも地方にも相当の覚悟が必要なのは間違いない。

その課題を考える前に、まず、この協議が律や政令その他の事項」について内閣と国会に意見を出す権限を認めたのである。「地方の意見具申権」の創設である。地方分権推進一括法では、さらに地方の意見に対する内閣の回答義務を強化した。だが、それでもこの権限は容易に行使できなかった。

曲がりなりにも国と地方の協議機関ができたのは平成16年。当時の梶原拓・全国知事会（岐阜県知事）と山出保・全国市長会長（金沢市長）が、官邸で小泉首相に直談判して実現させた。これには伏線があった。当時の首相は、三位一体改革を動かすために各省と与党の頭越しに地方側に補助金廃止案を求めたところ、政府の予想に反して地方案がまとまったため、地方が求めた「協議」も認めざるを得なかったのである。

だが、この協議は年に2〜3回しか開かれず、地方側に招集権も提案権もなかった。霞が関からは「地方の不満を聞くだけの『ガス抜き』の場」と軽視された。

結局、協議機関を法的に設置することが約束されたのは平成21年8月。政権の行方をかけた総選挙を前に、各党が地方側の支持を得ようと躍起になった結果、民主党も自公両党も、政権公約に「国と地方の協議の場の法制化」を入れたのだった。

## 重くのしかかる課題

内閣の閣僚や地方六団体のトップは、ここ



# 国政における基礎自治体の意思反映方法比較

財団法人日本都市センター理事・研究室長

吉田敏治



## はじめに

「国と地方の協議の場に関する法律案」が、本年3月5日に閣議決定され、同29日には同法案が参議院に提出された。国と地方の協議の場が法制化されることは画期的である。この新たにつくられる制度が、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画、立案、実施について、国と地方自治体が協議を行う手段として実効的に機能することが重要であり、その実際の運用の在り方が問われることとなる。

財団法人日本都市センターは、平成20年3月に報告書『国と地方の協議の場（協議機関）の国際動向』を刊行し、その中で、国政における基礎自治体の意思反映方法に関して、ヨーロッパ諸国、特にドイツ、フランス、スウェーデンの3カ国を比較考察した。表1、3は、このテーマに関し、同報告書の内容を踏まえ、上記3カ国にわが国を加えた4カ国を、主な局面別に比較したものである。以下では、その特徴的な点を紹介する。

## 国会構成

連邦制国家であるドイツの場合、16ある州の代表者をもって連邦の二院（参議院）を構成している。参議院議員は、各州政府によって任免されるが、州政府の構成員が議員の代理として議会に参加することも認められている。各州は、3〜6票の票決権を有しており、票決権と同数の議員を派遣できるが、各州はすべての票決権を一括して行使しなければならないとされている。もともと、国政における基礎自治体の意思反映方法というテーマからすると、州と地方自治体双方の性格を有する都市州が設けられている地域（ハンブルク、ブレーメン、ベルリン）を除き、一般に州が連邦参議院において基礎自治体の立場をよく代弁する保証はないことに注意が必要であろう。

一方、単一制国家である3カ国中、フランスでは政治家が各層の政府の代表職を兼務することが多く、特に、国会議員の内訳として、基礎自治体の議員が占める割合が極めて

## 地方に影響を与える立法の過程

高いことが注目される。しかも、その議員が基礎自治体の首長をも兼ねているケースが多い。また、国会議員の中でも元老院（上院）議員は、国民議会（下院）議員、州議会議員、県議会議員、コミューン議会議員からなる選挙人団による間接選挙により選出される仕組みとなっている。このようにフランスにあっては、中央政治と地方政治は代表選出過程自体が実質的に相当融合していることが特徴的である。（表1参照）

この局面では、スウェーデンの手続きが注目される。スウェーデンでは政府は一般に、代替案を含めて政策を検討するため、一時的に調査委員会を組織して報告書提出を求める。同委員会は、1人もしくは複数のメンバー（専門家、政府官僚、政治家など）により構成され、政府から前もって示されるガイドラインに沿って調査を実施し、報告書を政府に提出する。この報告書は、関係する省庁、

に至るまでの歴史をかみしめてほしい。それを忘れて気ままに行動すれば、何の政治的な効果も生まない単なる「お飾り機関」になる。

まず内閣側に課題がある。鳩山首相は、任期中は消費税など大きな増税をしないと公約する一方で、子ども手当、高校無償化、農家の戸別所得補償など新たな財源が必要な政策を約束する。事業仕分けなどを通じた行政の無駄追放の作業が、莫大な財源を生み出せるわけでもない以上、このままでは国も地方も大幅な財政圧縮が必要になる可能性がある。この状況で、疲弊する地域を再生させる現実的な分権政策を提案できるだろうか。

しかも、内閣の中には「地方に任せれば質が落ちる」「国を挙げて実施する重大な施策は、地方自治体の裁量に任せるより中央集権的な方法の方がなじむ」と公言する政務官もいる。首相は「地域主権」を掲げているが、この政権には「分権派」の政治家はごく少数しかいないといっている。国と地方の協議に参画した閣僚に合意事項の尊重を義務づけても、内閣をどう結束させられるか分からない。内閣の統治能力そのものが問われる。

地方六団体側の課題も重い。もはや口々に陳情する場にするわけにはいかない。地方全体を統合した提案をしなければならぬ。だが、六団体はそもそも、都道府県と市町村、首長団体と議会団体、財政の豊かな自治体と

貧しい自治体の間で利害が異なる。各首長の政治的な立場も違う。率直に言えば、霞が関の各省は、地方としての提案や見解がまとまらずに分裂することを期待しているといってもいいだろう。

最も懸念されるのは、各六団体の会長に協議結果の尊重義務を課しても全自治体に従わせる法的な権限がない点だ。無投票で選ばれることも多い六団体の会長に政治的な指導力がどこまであるのかも心配になる。

## 徹底した討論と地域政策

この協議機関のカギを握るのは何か。それは、本協議を行う前に地方側が徹底した討論を重ねておくことだ。小異を捨てて大同一に就くために、互いの利害を乗り越え互いに理解し合うために徹底して討論すれば、出来上がる地方案の質が高まるとともに、地方側の懸命なプロセスが内閣に強い影響を与える。

そして、そうした討論を支える原動力は、各自治体のさまざまな地域政策の実践だろう。人々に信頼される新しい地域政策を次々に打ち出す自治体の政策形成力の広がり、地方側の討論だけでなく、中央政府との議論をリードする力になる。本来、そうした政策形成力こそ、分権改革の本当の原動力といえる。

「国と地方の協議の法制化」は地方側の自立と自律を求めている。これまで、国と地方の調整も地方側の要望をくみ上げるのも自治官僚だった。今回の法律が成立すれば、これからは閣僚と地方政治家の代表者が担う方向になる。その意味で、戦後の地方自治の歴史の転換点かもしれない。この転換を経て、総務省は、「地方自治体の利益を代弁・擁護する立場」から「国の統治機構として地方制度を運用する立場」へと軸足を移すのだろう。

市町村合併運動が終わったいま、多くの自治体は、行政体制の整備と行革という内向きの課題より、住み心地のいい地域をつくるための政策力の強化、中央政府と対等に国をつくる議論の強化という課題に努力してほしい。分権を求める地方の高い志に期待したい。





表2 地方に影響を与える立法の過程

	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
法案作成段階	○地方団体代表組織(ドイツ都市会議など)は、情報提供制度(連邦各省共通職務規定)に基づき、事前に情報を受けることになっている。	○地方団体代表組織(AMFなど)は、地方に影響を与える法案については事前に情報を受けるのが通常。	○地方団体代表組織(地方政府連合)は、調査委員会への参画を通じて、法制化作業そのものに参画することができる。 ○地方団体代表組織は、意見聴取(remiss)の過程を通じて、事前に情報を得られ、また、意見を申し出ることができる。	○内閣提出法案については、地方六団体は、準備中に一定の情報を受けることになっている(新規義務付け施策に関する各大臣から地方六団体への情報提供制度:地方自治法263条の3第5項)。
法案審議段階	○地方団体代表組織は、自治体の利害に関わる法案については委員会における法案採決の前に意見表明の機会が与えられる(連邦議会議事規則)。	○地方団体代表組織の代表者が国会(委員会)で意見陳述を行うことがあるが、諮問的なものである。	○地方団体代表組織は、国会(委員会)で意見陳述を行うことがある。	○地方六団体から国会への意見提出制度(地方自治法263条の3第2項)。 ○地方六団体は、国会(委員会)で意見陳述を行うことがある。

おわりに

この報告書で考察した3カ国は、地方府の体系はさまざまであるものの、以上見た通り、基礎自治体の事務執行と関連が

機関、あるいは地方政府に送付される。また同国の憲法に相当する統治法上、政府は政策の準備段階において関係者からの意見聴取を行うことが義務付けられており、この仕組みによる意見表明者は、調査委員会報告書の章立て、項目に従いながら明確かつ簡潔

表1 国会構成

	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
上院	○連邦参議院: 各州(都市州3州を含む)の首相・一部閣僚で構成。	○元老院: ほとんど地方議員で構成。(全議席中、基礎自治体議員60.4%、うち基礎自治体首長36.6%)(2006年現在)	○一院制: 国会議員は地方団体との兼務なし。	○二院制: 国会議員は地方団体との兼務なし。
下院	○連邦議会: 議員は地方団体との兼務なし(通常の国政選挙で選出)。	○国民議会: ほとんど地方議員で構成。(全議席中、基礎自治体議員65.5%、うち基礎自治体首長46.8%)(2006年現在)		

に自らの立場を示すことが求められる。関係省庁は、こうした意見を整理・集約して、最終的な法案を作成する。

スウェーデン地方政府連合(SALAR)は、市町村に相当するコミューンの連合組織と都道府県に相当するランスタイングの連合組織が平成17年に合併して誕生した組織で、現在はすべての地方政府(コミューン290、ランスタイング20、実験的な道州であるレギオン2)から構成されている。同連合は、上記の仕組みにより、基礎自治体に関係する国の政策について、その利益を代表する団体として、調査委員会や意見聴取への参画を通じて主体的にかかわることができるわけである。

一方、ドイツの連邦レベルの地方団体代表組織(ドイツ都市会議、ドイツ市町村連盟など)は、新規立法について連邦各省から早い段階で情報提供を受けることに加え、地方自治体の利害にかかわる法案については、連邦議会の委員会における採決の前に意見を表明する機会を与えられることがルール化されている。連邦レベルの地方団体代表組織は、ドイツ全土の地方自治体の利益を代表して連邦レベルにおける交渉を行っている。連邦議会などでも重要な交渉相手と認知されているところであり、実際に地方自治体にかかわる法案の形成などには大きな影響を与えているとされる。(表2参照)

なお、同国は連邦制であるために、その枠内ではあるが各州は内政に関して相当程度の内政の重要な局面においては、基礎自治体の意思が何らかの形で実質的に反映されるシステムを有している。

翻ってわが国は、大陸系諸国に多い、いわゆる「融合型」の国家であって(参照、西尾勝、『行政学「新版」』、有斐閣、平成13年)、そも

そも国、広域自治体(都道府県)、基礎自治体(市区町村)が相互に関連のある事務権限を執行する法体系となっているため、国の政策展開は必然的に基礎自治体の事務執行と関連を持っている。そうした中、わが国の基礎自治体が、国民から「地域の総合行政主体」たるべく期待されるようになって久しい。「国と地方の協議の場」は、国民が基礎自治体に期待する役割にふさわしい形になるとともに、地方団体側が相応の権限を有する形で運用される必要がある。例えば「市区町村長」を要件として国の法律上一定の効果を与え、あるいは限られた資源(税財源など)を国の各層の政府間で配分するといったことが立案される場合には、基礎自治体が協議にあずかることは当然であり、むしろ事柄の企画段階から主体的にかかわっていかねば、国策としても不整合な状況になることが容易に想像される。住民に一番身近に接している都市自治体の意見が国の政策に反映されるよう期待したい。

当センターとしても、国との争訴を通じて基礎自治体が国の政策形成に影響力を持

立法権を持っており、法案作成過程では州内レベルの地方団体代表組織(各州のドイツ都市会議など)から意見を聴取している。表2には記載していないものの、このことにも留意すべきである。

地方に影響を与える 施策に関する協議・交渉方法

フランスでは、国政レベルの行政システムにおいても、地方自治体の代表が重要な位置を占めている。例えば、同国では、常設の合議制機関(地方財政委員会)が地方財政の重要な決定に関して権威を持ち、一般交付金の配分などの重要な決定を行うが、その委員の大半は地方代表であり、基礎自治体の首長または基礎自治体連合の首長だけでも、定数の過半数を占めている。

また、同機関の下部組織で、国からの権限移譲に伴う財源補償の在り方と補償額の査定を担当する機関(負担評価諮問委員会)においても、委員の半数は地方代表である。

同国では、このほかにも地方団体の代表が国政に参加するための協議機関が複数存在しており、さまざまな中央レベルでの意思決定過程に、何らかの形で地方代表が参画していることが多い。加えて、このような機関への参画が、多くの公職を兼任する議員によって担われている。

これらの点は注目ししよう。(表3参照)

表3 地方に影響を与える施策に関する協議・交渉方法

	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
公式	○財政計画委員会:連邦・州・市町村の代表が参画(常設、年に2回程度開催)。 ○連邦制度改革委員会:連邦・州・市町村の代表が参画(非常設)。 ○連邦大統領との協議:例外的だが、協議することが可能。	○地方財政委員会: ・委員の大半は地方代表(常設)。(定数中、地方代表74.4%、うち基礎自治体またはその連合の首長51.1%)(2006年現在) ・その下部機関である負担評価諮問委員会においても、地方代表が半数。	○地方団体代表組織は、政府の調査委員会と意見聴取への参画が可能(法案作成過程よりも早い段階から参画できる)。	○新規義務付け施策に関する各大臣から地方六団体への情報提供制度(地方自治法263条の3第5項)。 ○地方六団体から内閣への意見申出制度、内閣の回答ルール(地方自治法263条の3第2~4項)。
その他の例	○イベント開催(国の閣僚を招き議論)。 ○デモ活動(例:ドイツ市町村連盟は市長300人によるデモなどを組織)。	○定期面談(AMFの会長は、定期的に首相と面談)。 ○イベント開催(国の閣僚を招待して要望を伝えるなど)。	○地方団体代表組織の政策提言が、国の政策形成過程で骨格として採用されることがある。 ○一部の市(ストックホルムなど)は、国と独自に交渉することがある。	○事実上の「国と地方の協議の場」(2009年から、法制化に先駆けて開催)。 ○イベント開催、各種アピール、政権公約点検など。

つ状況の評価や、連邦制国家における州と基礎自治体の関係など、整理すべき課題は多いところであり、国政などにおける基礎自治体の意思反映に関して、引き続き諸外国における情報を鋭意収集してまいりたい。



(福島県)

市 政 ル ポ

# サムライシティ会津が大胆に仕掛ける 地域のにぎわい再生・活力再生大作戦！

菅家一郎  
会津若松市長

## 中心市街地の商店街が生まれ変わった

本年3月28日の日曜日、福島県会津若松市の中心市街地一帯（神明通り、大町四ツ角商店街、野口英世青春通り、中央通りなど）で計16軒のショップが一齐にグランドオープンした（街なかテナントミックス事業）。

グランドオープンした各店舗の業態は、飲食店3軒、精肉・総菜店1軒、鮮魚・青果店1軒、服飾店6軒、化粧品・宝飾店2軒、靴店1軒、アンテナショップ1軒、営業所1軒と多岐にわたっている。

これらのショップは新規出店ながら、いずれも商店街の空き店舗を活用しているところが大きな特徴である。

さらにオープンに際しては、間口の3分の2以上を開口部とし、旧店舗にあった店舗シャッターは原則的に廃止。代わりにスポット照明付きショーウィンドーを設置し、ショー

ウィンドー内は夜間もライトアップする。外観の色彩も上品な淡いパステル調の景観基準色を採用するなど、各店舗は統一されたデザインコンセプトの下に改修されている。

こうした外観整備の結果、外側からも多様な商品情報・生活情報が視覚的に得られることで消費意欲が向上することが期待される。

また、誰もが「歩いて楽しい」と思える通りの実現を目指した。

ショーウィンドーにスポット照明を使うことで、夜間に店舗前の舗道が明るく照らし出される効果も狙った。

さらに各商店街で現に営業している既存店舗のうち17店舗も、今回グランドオープンした16店舗と同様の統一デザインコンセプトによる外観改修を行い、3月28日までの約1カ月の間に断続的にリニューアルオープンを行ってきた（ファサード事業）。

つまりほぼ同時期に、会津若松市の中心市街地の商店街には、計33店舗もの統一さ

ことが強く印象付けられるのだ。

「これらの事業の実施に際しましては、平成21年7月に交付された国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の一部と、同じく8月に施行された地域商店街活性化法の中小商業活性化支援補助金を活用させていただきました。

ある一定のコンセプトの下に商業集積を図る、いわゆるテナントミックス事業のカテゴリーに位置付けられる手法ですが、16店舗のグランドオープン（街なかテナントミックス事業）と17店舗のリニューアルオープン（ファサード事業）による今回の本市の事例には、従来のテナントミックスの手法の枠を超えたさまざまな創意工夫が凝らされていると自負しております」

そう語るの菅家一郎会津若松市長である。今回の街なかテナントミックス事業とその関連事業は会津若松市「戦略的中心市街地賑わい再生事業」の一環だが、同再生事業をけん引する会津若松市地域活力再生本部の部長には菅家市長が自ら就任し、陣頭指揮を執っている。

その大きな成果の一つとして、まずは街なかテナントミックスが順調なスタートを切ったわけだが、ここに至るまでの経緯にはさまざまな紆余曲折があった。

## ピンチをチャンスに変える 戦略的仕掛け

昭和40年代後半から顕在化し始めた交通体



街なかのどこからも遠望できる会津磐梯山



テナントミックス事業の街なかオープン

スポット照明付きショーウィンドーで統一された街なかテナントミックスのデザインコンセプト（神明通り）

系の変化などにより、ご承知のように全国各地の都市が、中心市街地における店舗の廃業、移転、撤退などで生じる空き店舗（シャッター通り化）対策にこれまで苦慮してきた。

会津若松市も事情は同じだった。そこでその現状を克服すべく、中心市街地活性化法が施行された平成10年、市・商工会議所・商工関係者の出資で全国初のTMOとなる（株）まちづくり会津を早速設立した。

さらに翌平成11年には「会津若松市中心市街地活性化基本計画」を策定。以後、同基本計画に基づく各種事業を、まちづくり会津や市民との協働で精力的に実施してきた。

その結果、中心市街地の代表的な商店街の



(福島県)



さまざまなタイプがそろう市内回遊バス

## 広域圏と共に常に歩む 中核都市としての誇り

会津若松市が実施する戦略的なにぎわい再生、活力再生のための大胆な仕掛けは、そのほかにも多角的に進行中である。キー

空洞化の進む中心市街地の活性化と再開発は、全国各都市の共通した重要なテーマである。しかし、地域性の違いはあるにしても、その決定的な打開策は現在も現れていないというのが、正直なところだろう。

それだけに会津若松市の街なかテナントミックス事業およびその関連事業における「戦略的な仕掛け」の成果については、これからの推移を慎重に見守る必要があるものの、手法のユニークさと大胆な発想の転換において、今後、全国各都市の注目を集めることを予感させるに十分なインパクトが感じられた。



大正浪漫調のデザインで統一された七日町通り商店街

うち七日町通り、野口英世青春通り（この名称も野口英世が学生時代の一時期を過ごした地区ということにちなみ、活性化の一環として新たに公募命名した）の街並みを、「大正浪漫調のまちづくり」をテーマに整備・修景。イメージを従来から一新したこの事業は、初期テナントミックスの成功事例として大きな話題を呼ぶとともに、観光客を交えた交流人口の拡大にも成功して現在に至っている。

だが平成20年末のリーマンショックに端を発した100年に1度ともされる世界同時不況の影響は、各方面に深刻な影響を及ぼしている。特に庶民の購買力が業績を左右する中心市街地の商店街においては、廉価品から高級品に至るまでの幅広い品ぞろえが業態的に

常に求められ、臨機応変な対応や抜本的体質改善を行うのが難しい百貨店などの大規模小売店舗が全国的に苦戦していることは、既に周知の通りだ。

会津若松市の中心市街地でも、平成21年・22年に相次いで大型小売店舗2軒が撤退した。そのために、当該の大型小売店舗2軒を核に立案され、実施されてきた「中心市街地活性化基本計画」に基づく地域活性化事業は方向性の転換を余儀なくされた。

会津若松市における今回の街なかテナントミックス事業は、そうした長年にわたる紆余曲折を受け、まさにピンチをチャンスに変えるための創意工夫を凝らした戦略的な仕掛けだった。

「今回のテナントミックス事業の特徴を端的に言えば、平成22年2月に中心市街地から撤退した大型小売店舗に入店していたテナントを街なかの空き店舗に誘致したことにあります。そのことで実質的に、大型小売店舗撤退の衝撃を和らげ、売上額の市外流出を最小限に防ぐことができます。

さらに長年にわたる悩みの種だった空き店舗が、百貨店にテナント展開できるだけの全国的なブランド力を持つショップで埋まるという、二重三重のサプライズ的な仕掛けを施したところにも特徴があります（菅家市長）冒頭にグランドオープンを紹介した16軒のショップのうち13軒が、平成21年に撤退した大型小売店舗・中合会津店に入店していた

ワードは「会津ブランドをいかにしたまぢづくり」だ。

福島県は太平洋岸に面した「浜通り地方」、県中部の阿武隈山脈のふもとを中心とする「中通り地方」、さらに磐梯山や猪苗代湖から西側の盆地に位置する「会津地方」に大きく分かれる。



会津伝統工芸品の一つ「会津絵ろうそく」が雪景色に揺らめく会津絵ろうそくまつり(2月上旬)

会津若松市は言うまでもなく会津地方の中核都市だが、会津ブランドという名称の「会津」には「会津若松市」を指す狭義の意味と「会津地方全域」を指す広義の意味がある。一個の都市(城下町)としての独立した歴史風土に裏打ちされた特性とともに、かつて会津藩の中心地だった歴史を基盤とする会津地方全域の中心地というバックグラウンドが、会津若松市には常に両立してあるのだ。

例えば前項で紹介した会津若松市の中心市街地活性化の成否は、会津若松市のにぎわいの問題であるとともに、会津地方全域の経済活性化にも結び付く大きな意味合いがある。

「会津地方の17市町村は歴史風土のきずなで結ばれた、ある意味では運命共同体とも



野口英世が青春時代を過ごしたことにちなむ野口英世青春通りは観光客の人気の高い

テナントだった。いわば百貨店ビルの各階にこれまで並んでいたテナントが、中心市街地の商店街(しかも空き店舗に)へと、面的に展開し直したともいえる。

同時に商店街の既存店舗がそれら全国的なブランド力を持つショップと同様のデザインコンセプトでリニューアルされたことにより、百貨店テナントのようなクオリティーを持つショップ群と、百貨店テナントのようなモダンさを持ちながらも接客や価格は庶民的なショップ群が、混在しながら広がることになった。これまでとはまったく違う活気と清らかなイメージを各商店街に付加したことになる。

いえます。本市が平成16年の北会津村との合併、翌平成17年の河東町との合併を果たした際にそれぞれ策定した『新市建設計画』のサブタイトルは、『会津ブランドをいかにしたまぢづくり』でした。

その際に定義した会津ブランドの意味は『会津ならではの誇れるもの』であり『他地域に通用するもの』、すなわちいろいろな意味でのクオリティーの高さと深さです。

このクオリティーの高さと深さを常に目指す姿勢を芯にして、魅力的かつ活力に満ちたまちづくりを行い、付加価値の高い地域資源の創造を図る。その原動力は強固な財政基盤の確立と市民協働によるまちづくりにありますが、本市の視野を常に会津地方全域に置き、会津地方の中心的な役割を担うことを前提とした、中核都市としてのクオリティーの高さを目指している。それが本市におけるすべての地域活性化事業に

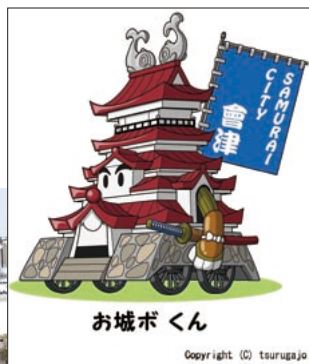


江戸時代に会津を領有した松平家代々の墓が集まる院内御廟は新たな観光資源としても期待される



(福島県)

鶴ヶ城をモチーフにしたゆるキャラ・お城ポくん(笹川ひろし作)



お城ポくん

Copyright © tsuruga.jp



城内に甲冑姿のスタッフを配する「鶴ヶ城サムライ演出事業」

さまざまな魅力がある。具体的には漆器、酒造、自然、食、さらには武士の故郷の末裔としての会津若松市が持つ、現代都市としての魅力をも含めた「会津若松の丸ごとの魅力」である。

それを国内外に発信するに際しての統一イメージ、それがサムライシティというキャッチフレーズには込められているのだ。

「サムライシティ観光戦略」のコンセプトは平成21年の秋に立案されたばかりであり、具体的な事業展開は目下、今後の本格化を待つ段階だが、平成21年11月には鶴ヶ城天守閣をモチーフにした「ゆるキャラ・お城ポくん」のキャラクターを決定。本年1月には「SAMURAI CITY」の商標登録も完了している。

今後は平成27年の天守閣再建50周年に向けた整備への寄付金募集を通して、広く全国的



鶴ヶ城は「武士の郷」会津若松の精神的支柱

共通する大きな特徴といえます(菅家市長)

会津若松市を中心とする会津地方では、平成18年度から「極上の会津プロジェクト」という名称の下、広域観光キャンペーンを行っており、福島県内でも屈指の人気観光コースを形成してきたが、平成21年に放映され人気を博したNHK大河ドラマ『天地人』ゆかりの地として、会津地方がさらに脚光を浴びるようになった。

また、これと機を同じくして、大河ドラマ

「天地人」で描かれた上杉家がかつて支配した地という共通項を持つ米沢市との連携(会津・米沢地域観光圏整備促進事業)にも注力しているほか、城下町・会津若松を単独で全国発信・海外発信することを目的にする「SAMURAI CITY」(以下、サムライシティ)会津プロジェクトも実施中だ。

これらの多角的な観光振興プロジェクトに共通する目玉は、数百年間にわたって培ってきた会津地方の歴史的遺構や食文化(食材・料理)、自然の残る美しい風光などといった、まさに会津若松市の新市建設計画にあった「会津ならではの誇れるもの」「他地域に通ずるもの」ばかりだ。

「さらに広域的に連携することで、新たな素材の掘り起こしや魅力の創出、全会津が一つとなって誘客宣伝することによる連帯感の向上と観光振興の相乗効果が得られます。ゆくゆくは全会津を象徴するようなイベントを創出するの面白いでしょう」(菅家市長)

また世界遺産の日光東照宮を擁する日光の地と、東照宮に祭られている徳川家康の創始した徳川幕府を最後まで守ろうとした会津の地を結ぶ「日光×会津観光軸元気再生プロジェクト」がある。これに対しても、単なる地の利的な意味での連携以上のバックグラウンドを感じてしまうのは、旧会津藩以来の歴史に培われた「武士道のふるさと」とも言うべき会津および会津若松市のプラ

な関心を高めつつ、サムライシティを統一イメージにしたさまざまなキャンペーンを実施する予定だ。

また商品展開版の会津ブランドづくりとしては、「会津野彩」「会津漆器」「会津地鶏」などの会津ブランドの確立と事業展開を多角的に図っている。そのための手法として会津ブランド推進委員会との連携を基軸とする企業交流会、地域産品の厳密な認定、モニタリングツアー、各種PR事業などを行ってきた。その結果、平成22年2月現在で64の地域産品認定と43事業所の参画が得られ、経済効果も徐々に高まりつつある。



生産者の共同組織・会津地鶏ネットが飼育する会津地鶏は福島県のブランド認証産品

これらの事業にも会津ブランドとしてのクオリティーとネームバリュー、オリジナリティなどに加え、いかに効率的かつ効果的な販売展開を実施していくかなど課題は多いが、今回の取材で飼育現場を見学させていただいた会津地鶏のクオリティーと事業としてのポテンシャルは、すでに歴史的な高評価を得ている会津漆器や、品質の高さが全国で注目を集めつつある会津野彩と、同様の将来性を感じられた。

「地鶏を標ぼうする品種は全国に数多くあ

## 極上の会津ブランドとサムライシティ会津

「極上の会津プロジェクト」や「日光×会津観光軸元気再生プロジェクト」など広域圏を想定した観光振興プロジェクトに対し、「サムライシティ会津」は鶴ヶ城を中心に築かれた城下町・会津若松そのものの魅力を国内外に発信するための戦略プロジェクトだ。

「会津若松というと幕末の京都で守護職を務めた松平容保公の徳川家への忠誠心あふれる働きぶり、さらには京都守護職預かり(配下)となった新選組につながるイメージ、戊辰戦争での鶴ヶ城を巡る攻防戦と白虎隊の悲劇のエピソードなどを連想する人が多いことでしょう。」

実際、そうしたイメージの原風景を求める観光客の皆さんが、外国人も含めて例年、本市にはたくさん訪れてくださいますが、反面、幕末を中心とした歴史遺産に興味が高まって集中する傾向がありました。そこで国際的にも若者向けにもアピールしやすいサムライシティというキャッチフレーズを軸とする観光戦略を立て、城下町・会津若松の魅力を総合的にPRする事業を始めたのです(菅家市長)

会津若松には鶴ヶ城や白虎隊のみならず、中世から現代に至るまでの歴史の中で、強固な武士道精神文化の背景として培ってきたりしますが、会津地鶏は450年以上の飼育歴史を誇る、本物の純系地鶏の血筋を引いています。食肉用の会津地鶏の飼育は平成4年からとまだ歴史が浅いものの、一時は絶滅寸前だった純系地鶏が見事に復活したことは、本市にとっても本当に幸運でした(菅家市長)

会津ブランドの新たな切り札として期待される会津地鶏は肉だけでなく、卵も高級ブランドとして、現在、近い将来の全国展開をにらんだ慎重なマーケティング活動が一方で行われている。

本物の地鶏の血統だけが持つ、会津地鶏の上質な肉のうまみと卵のコクは、市制110周年を迎えたばかりの会津若松市が多角的に展開する高度に戦略的、なおかつ質の高い地域活性化事業全般に通底する基本理念を象徴するかのよう、一頭地を抜き出ている印象である。(取材・文 遠藤 隆)

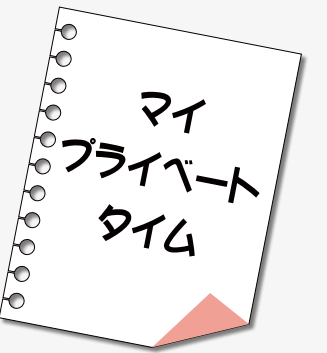


会津ブランドの象徴であり、城下町・会津の歴史と伝統の粋ともいべき会津漆器(写真は時絵付け)



# ふるさとが私の活力・ その活力をふるさとへ

ぶんごたかだ 豊後高田市長(大分県) 永松博文  
Hirohumi Nagamatsu



## はじめに キーワードは、昭和30年代

わが市は「昭和の町・豊後高田市」です。本市は、大分県北部の国東半島(この半島をくにさきと呼びます)の西の付け根に位置する、人口2万5000人弱の小さな市です。

「昭和30年代」の初めまで、10万人の商圏を持つ非常に活気のあった地方都市でしたが、「昭和30年代」後半から急速に衰退し時代の変化についていけず、商店街を中心とした市の中心部は、当時の姿のまま取り残され、まさに氷漬けになったような姿でした。そんな氷漬け状態の商店街の特色を生かして、平成13年度から町おこしを始めました。

「昭和の町」——商店街が最も華やかで元気があった「昭和30年代」をテーマとして、その当時の町並みをお金をかけず再現し、観光施策で商店街を復活させる取り組みです。取り組みを始めて9年経過した平成21年には、33万人の観光客が「昭和の町」を訪れるようになり、私の予想をはるかに上回る成果が上がり、商店街が観光客でにぎわう姿に私を含めて市民全体が非常に喜んでいきます。

## 私の活力は、郷土の素晴らしい財産と山の中の家

私の前職は大分県の職員でして、市長

とりこになりました。私の市長としての活力は、郷土の財産といくら忙しくても心を癒やしてくれる山の中の家だと思えます。

休みの日は徒歩、自転車、そして遠くへは自動車を運転し、郷土の素晴らしい財産をくまなく見て回っています。市長へ就任する前、あまり好きでなかったはずの郷土が今ではとても大好きになりました。大好きを超えて誇りに思うようになりました。



職員と政策議論する筆者

として就任した平成10年当時、当時の市長、助役、教育長が任期途中で総辞職という市政大混乱の中、平松守彦大分県知事(当時)から「君の郷土に恩返しすべきである」と説得され、当時あまり好きではなかったふるさとに帰り、初出馬をしました。そんな私が市町村合併前の旧豊後高田市から通算すると、市長として現在4期目を迎えています。

私の市長としての生活は、朝市役所に登庁し、秘書と一日の仕事の打ち合わせ、日中は公式行事への出席、内部での市政に関する方針決定、そして夜帰宅して新たな施策を考える、こんなことで仕事として仕事の毎日です。「行住坐臥の禪」——私はすべての生活において、市長であることを目指しており、私の趣味は仕事です。私は、生まれ育った古いわが家に妻と2人で生活しています。

市長に初就任し帰郷した折、とりあえず自分の新しい出発は、自分の生家からと思ひ、中心部から約12km離れた「山の中の家」に住むことにしました。就任当時は、議会とうまく行かず、職員が夜遅くになっても私と対応について話し合わねばならない事態が何度もあったため、職員に申し訳ないと思ひ、市の中心部にある市役所の近くに住もうかと思ひました。が、市政も順調になり、気がつけば「山の中の家」での生活が12年目を迎えようとして

## 千年の時を刻む「田染荘」

そんな懐の深い色々な魅力があるわが市の財産の代表として「田染荘」があります。

田染荘は、全国4万余りの八幡宮の総本宮である宇佐八幡宮の荘園の一つで、最も重要視された荘園です。私が、市長に就任した時、このような歴史的価値がある水田を農地整備してしまうということと引き継ぎを受けました。集落の位置や水田、そして周囲の景観を荘園当時のまま残してきた田染荘小崎地区を、私の代で無くしてしまうということがとても残念で寂しい気持ちになり、夜遅くまで何度も地元の方たちと話し合いを重ねました。その結果、地元の皆さんの賛同をいただいて、農地整備を行わず、千年の時を刻む水田景観を残すことができたことは、この上ない喜びでした。

あれから10年が経過した現在、田染荘小崎を国重要文化的景観にする申出を行ってあります。重要文化的景観に選定されるということは、これまでは市の財産であった田染荘も「国の財産」になるということになります。

平成20年、皇太子殿下にここ田染荘にお見えいただいた際、現地をご案内させていただきましたことも、とてもありがたい思い出の一つです。



ボンネットバスも復活した「昭和の町」

さて、本市は、昭和の町で中心市街地の活性化を図りましたが、市全体に目を向けてみますと、大自然に囲まれきれいで透き通るような空気が、素晴らしい岩肌と緑の景色、そして六郷満山文化由縁の国宝富貴寺大堂など、どこに行っても石像やお寺のある数多くの素晴らしい財産を持っています。

私は、市長としての職務と自然に囲まれた「山の中の家」での生活を通じて、この小さな郷土が持つ景色と歴史「財産の

## ふるさとが私の活力・その活力をふるさとへ

子どものころ、これまで述べてきた郷土の素晴らしさを知らされてなかった私は、市長として触れることができた郷土の素晴らしさを、今の子どもたちに一生懸命教えていきます。

ふるさとが私に活力を与え、そしてふるさとからいただいた活力をふるさとの振興へ——地域主権社会への転換が求められている時代の中、今後もうこうしたふるさとの良さを生かした市政振興策を推進していきます。



平安・鎌倉時代の田園風景を今に残す「田染荘」



## 「就地取材」の精神で 希望のまちづくりを

### 鉄と魚とラグビーのまち

岩手県の東南部に位置し、リア  
ス式の海岸線を有するわがまち釜  
石市は、黒潮と親潮がぶつかる豊  
かな漁場「三陸沖」や、良質な磁鉄



サポーターと共にトップリーグ入りを目指す「釜石シーウェイブスRFC」

鉱、森林などの資源を背景に、製  
鉄業と水産業を中心に「鉄と魚のま  
ち」として発展してきました。

また、ラグビー日本選手権7連  
覇を成し遂げ「北の鉄人」とも呼ば  
れた新日鉄釜石があるラグビーの  
まちとしても知られています。そ  
の新日鉄釜石ラグビー部は、平成  
13年に地域共生型クラブチーム「釜  
石シーウェイブスRFC」として  
新たなスタートを切り、多くのサ  
ポーターと共にラグビーのトップ  
リーグを目指して頑張っています。

### 世界遺産登録に向けて

安政4年(1857年)12月1日、  
盛岡藩士・大島高任が、釜石にお  
いて、わが国で初めて洋式高炉に  
よる鉄鉄の連続出鉄に成功しまし  
た。以来、工夫と努力で前人未到  
の新技术を開拓するとともに、地

域を挙げて鉄造りに取り組んでき  
た本市の歴史は、わが国の鉄鋼業  
だけでなく、日本の産業の近代化  
経済・社会の発展に大きく貢献し  
てきました。

これを記念して12月1日が日本  
鉄鋼連盟によって「鉄の記念日」に  
制定されるなど、本市は日本の「近  
代製鉄発祥の地」でもあります。

こうした中、ユネスコ世界遺産  
登録を目指しております。九州・山  
口の近代化産業遺産群「世界遺産登  
録推進協議会の専門家委員会から、  
本市の鉄造りの遺産である橋野高  
炉跡をその構成要素の一つに加え  
るよう提言がありました。わずか  
60年で近代化を成し遂げた日本の  
産業の歴史を語る上で、本市の鉄  
造りの歴史が欠かせないことや、  
本市のものづくりの原点である、  
鉄造りに懸けた先人の不撓不屈



近代製鉄発祥を物語る、現存する日本最古の洋式高炉「橋野高炉跡」

世界遺産登録推進協議会と協力作  
り、橋野高炉跡が世界遺産に登録  
されるよう各種の取り組みを進め  
たいと考えています。

### 緑のシステム創造へ

また、こうした150年を超え  
る鉄造りの歴史に培われたものづ  
くりの人材と、本市の面積の約9  
割を占める森林の豊富な資源を活  
用し、森林事業者や製造業者、行  
政の連携による、「緑のシステム創  
造事業」に取り組んでいます。この  
事業では、計画的な森林整備に加  
え、安定的な用材搬出と未利用資  
源となつている林地残材を一体で  
森林外へ搬出・供給する地域独自



「緑のシステム創造事業」で活用する林内未利用資源

の複合的供給システムの構築を目  
指しています。

具体的には、林内路網の整備や  
高性能林業機械の導入による生産  
性の向上と作業の効率化を図ると  
ともに、定性間伐主体から列状・  
定性の複合的間伐へと新たな施業  
方法への変更を検討しています。

これにより、森林の適正な整備  
はもとより、木質バイオマス資源  
の有効活用による森林の公益的機  
能の回復や、化石燃料からの脱却  
と森林の二酸化炭素吸収量増加に  
よる低炭素社会の実現、林家など  
への所得分配、さらには雇用の場  
の創出など、森林を中心とした地  
域循環型の木材供給システムの構  
築による林業の振興を図っていき  
ます。

### 「みんなで創る希望のまち」

この2つの取り組みで触れまし  
たように、まちづくりは地域資源  
を生かし、かつ市民の力を結集し  
て取り組む必要があると考えます。

近代製鉄の父と称される大島高  
任の伝に「火のことは火を知るもの  
に、山のことは山に、風のことは  
風に聞け」という言葉があります。  
新しい技術を確認する際、地域が

持っている人材、もの、技術をよ  
く理解し、活用しながら導入して  
いかなければ事は成し遂げられな  
いということ、これは一口で言  
うと「就地取材」の精神を表してい  
ます。

高任が釜石の鉄鉱石製錬の土着  
技術や水車動力などの自然環境を  
巧みに生かしながら、西洋におけ  
る製鉄法の原理を取り入れて、日  
本の近代製鉄技術を確認したこと

は、まさにこの精神を体現したも  
のであると思います。私は、高任  
がこの精神を土台に製鉄技術の近  
代化に成功したように、この精神  
を大切にして市民が幸せに暮らす  
ことができるまちを実現したいと  
考えています。

釜石にあるあらゆる資源を大事  
にしなが、市民みんなの力を合  
わせ、希望のまちづくりにまい進  
してまいります。

## プロフィール

- ◆ 面積 441.42km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 4万604人
- ◆ 世帯数 1万7644世帯

〔将来都市像〕人と技術が輝く、海と  
緑の交流拠点

〔まちの特徴〕150年を超えるもの  
づくりの歴史と、資源豊かな海と森  
林を有するまち

〔特産品〕キャビア、地酒、サンマ  
りん干し、イカ一夜干し、仙人長老喜、  
自然水、甲子柿



釜石市長  
野田武則



〔観光〕釜石大観音、鉄の歴史館、橋  
野高炉跡、観光船はまゆり、五葉山、  
釜石広域ウインドファーム、農漁業  
体験

〔イベント〕四季の味覚まつり、釜石  
まつり、釜石よいさ、釜石さくら祭  
釜石はまゆりトライアスロン国際大  
会

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、  
人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



# 「生き活きとごろざわあったか市政」の実現を目指して

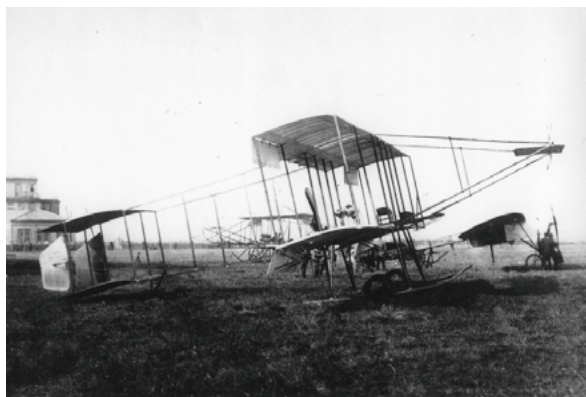
はじめに

所沢市は、東京都心から30km、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、東京都に接しています。市の東部・北部地域では平たんな農用地が多く、西部地域では丘陵地帯が広がるなど起伏に富んだ地形となっています。

本市の魅力としては、まず、利便性の高い都市機能と武蔵野の面影が残る豊かな自然とが調和しているまちであることです。本市は、狭山丘陵、狭山湖、武蔵野の雑木林、日本一長いケヤキ並木といった豊かな自然と多くの緑を有しています。その一方で、私鉄とJRを合わせて11の駅と関越自動車道の所沢インターチェンジがあるなど、都心へのアクセスを中心とする高い利便性を生かし、発展

してまいりました。

次に、プロスポーツチームの本拠地であることが挙げられます。プロ野球の「埼玉西武ライオンズ」とプロバスケットボールチームの「埼玉ブロンコス」が、本市を本拠地として活躍しております。両チームは、共に地域密着型のチー



明治44年、所沢飛行場より飛び立ったアンリ・ファルマン機

ムを目指す中、多くの市民にスポーツの魅力や、子どもには夢を与える存在となっています。平成20年の「埼玉西武ライオンズ」が日本一に輝いたときには、優勝パレードを行い、大いに盛り上がるなど、市も市民と共に応援をしています。

なお、政令指定都市以外でプロ野球チームの本拠地となっているのは本市だけです。

### 市制施行60周年と航空発祥100周年

本年は、市制施行60周年を迎えるとともに、平成23年には航空発祥100周年を迎えます。

本市の歴史は、市内で発見された遺跡から、旧石器時代の1万5000年前から2万年前には既に人が住んでいたことが示さ

れています。鎌倉時代末期には、

新田義貞の軍勢と鎌倉幕府軍との「小手指ヶ原の合戦」がありました。江戸時代には鎌倉街道をはじめとする街道筋の宿場まちとして栄え、三富開拓地割が柳沢吉保によって造られるなど、多くの歴史が刻まれたまちです。

市制は昭和25年11月に、埼玉県で8番目に施行しました。当時は人口4万2000人余りで水田、畑、茶園と雑木林が広がり、農業が中心でした。その後、高度経済成長時代には市内各地で大規模な宅地開発が行われ、急激な人口増加とともに首都圏有数の住宅都市へ変ぼうしてきました。現在では人口34万人余りを有し、豊かな自然と都市機能が調和した埼玉県南西部の中心的な都市として発展し、本年市制施行60周年を迎えます。

また、本市は、日本で最初の飛行場である「所沢飛行場」が開設された航空発祥の地です。平成23年は、陸軍の徳川大尉がフランス製

複製機のアンリ・ファルマン機により、所沢の地から大空に舞い上がった明治44年から、100年の時を重ねることになります。アンリ・ファルマンの名は、市内のお菓子や道の名称として今でも残っており、航空発祥の地を記念して開設された所沢航空記念公園や所沢航空発祥記念館は、所沢のシンボルの一つとして市民に親しまれています。

市制施行60周年と航空発祥100周年を機に、先人が築き上げてきた「ふるさと所沢の歴史と文化」をしっかりと引き継いでいくとともに、未来につなげていきたいと考えています。



山車の引き回しに沸き立つ「ところざわまつり」

### 「市民と双方向の市政運営」と「市民協働のまちづくり」

本市では、平成23年度からスタートする「第5次所沢市総合計画」と「(仮称)まちづくり基本条例」の策定に取り組んでいます。第5次所沢市総合計画は、時代の変化に対応できる計画とし、今後の市政運営の「道しるべ」として位置付けています。一方、(仮称)まちづくり基本条例は、自己決定・自己責任を求められる地方分権・地域主権の時代にふさわしい自治の基本理念や市政運営の基本ルールを定める「まちの憲法」として位置付けています。

策定にあつては、「市民との協働」を基本に、どちらも公募の市民委員と市職員が協働して具体的な検討を進めるため、平成21年には「パートナーシップ協定」を締結し、市民と共に作り上げているところです。

また、市民協働のまちづくりを推進するためには、市民の主体的な地域活動・市民活動の広がりが必要不可欠です。このため「新たな地域コミュニティの構築」を市政運営のキーワードの一つとして掲げ、市

民活動の拠点づくりや安心して活動できる仕組みづくりに取り組んでいます。

平成21年度の市民意識調査では、所沢への愛着について、「持っている」「どちらかといえば持っている」を合わせると8割を超える方から肯定的な評価を頂きました。過去の同様の調査結果の中で最も高い値となっています。

「市民と双方向の市政運営」と「市民協働のまちづくり」を推進することとは、さらに所沢への愛着を高くむくことにつながるものと考えています。以前から住んでいる方にはもちろんのこと、新たに住まわれた方にも「このまちに住んでよかった、これからも住み続けたい」と思っていたただけるまちづくりに引き続き努めてまいります。

### プロフィール

- ◆ 面積 71・99km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 34万1679人
- ◆ 世帯数 14万5182世帯

〔将来都市像〕 ゆとり・うるおい・活力ある生活文化都市

〔まちの特徴〕 武蔵野の雑木林、狭山丘陵に代表される緑、大空へ夢をつなぐ航空発祥の地といった素晴らしい環境に恵まれ、自然と都市機能が調和したまち

〔特産品〕 狭山茶、サトイモ、ホウレンソウ、焼きだんご、手打ちうどん、



所沢市長 当麻よし子



押絵羽子板  
〔観光〕 狭山丘陵(トトロの森、狭山湖、所沢航空記念公園、所沢航空発祥記念館、埼玉西武ライオンズ、埼玉ブロンコス)  
〔イベント〕 ところざわまつり、所沢市民フェスティバル、所沢市民文化フェア、所沢シテイマラソン

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



# 「里海」の概念に基づいた「人と自然が共生するまちづくり」

はじめに

志摩市は三重県の中中部、伊勢湾の入り口に突き出した志摩半島の南岸に位置し、平成16年10月に志摩郡の5つの町が合併して誕生した人口約6万人のまちです。北部は鳥羽市と伊勢市、西部は南伊勢町と隣接し、市の全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けています。リアス式海岸の複雑に入り組んだ海岸線と常緑の広葉樹に覆われた丘陵の美しいコントラストが、この地を訪れる人々に大きな感動を与えています。

## 「御食つ国」志摩

本市は若狭、淡路とともに、豊かな水産資源に恵まれた地域であり、朝廷に水産物などを献上していたことを意味する「御食つ国」と

しゅんせつ事業などにより、漁場環境の保全が図られてきました。

## 「きれいな海」から「豊かな海」へ

本年は、国連の定めた「国際生物多様性年」であり、10月には名古屋において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されます。また21世紀環境立国戦略には、藻場・干潟の保全・再生・創生、水質汚濁防止策、持続的な資源管理などを総合的に推進することによる、多様な魚介類などが息づく自然の恵み豊かな「里海」の創生



真珠いかだの風景が美しいリアス式海岸の英虞湾

呼ばれてきました。伊勢湾の湾口から熊野灘にかけての外洋域は複雑な岩礁域が好漁場を形成し、「伊勢えび」や「あわび」といった磯根資源の宝庫となっています。最近では市内に水揚げされる天然トラフグが漁業者と旅館経営者の努力により「ありのふぐ」としてブランド化され、好評を得ています。伊勢神宮の神宮林などを水源とする3本の河川が流入する矢湾は、豊かな森の栄養が運ばれることからマガキの養殖に適しており、故佐藤忠勇博士が開発されたマガキの浄化技術により、生で食べることのできる「的矢かき」は食通から特に高い評価を得ています。また、本市の水産物として忘れてはならないのが真珠です。明治40年に御木本幸吉をはじめとする多くの先駆者の努力により真珠の養殖技術

が確立されると、英虞湾、的矢湾は世界有数の真珠養殖漁場となり、伊勢志摩の経済に特に大きな恵みをもたらしました。本市で水揚げされる水産物の多くが三重県の認定した「三重ブランド」として県を代表する特産品となっています。

## 経済発展と海環境変化

本市の市民は、海から多くの恵みを得て生活してきました。しかし、昭和20年代の真珠養殖業の急激な拡大や昭和40年代からの急速な観光地化、ライフスタイルの変化による生活排水の増加など、高度経済成長の中で海への配慮が忘れられ、海環境は大きく変化してしまいました。

英虞湾や的矢湾では夏になると海底近くの酸素濃度が低下する「貧酸素水塊」が発生するようになり、

が環境施策として明記されています。このように、沿岸域の環境保全は全国一律の基準ではなく、地域の地理的、社会的環境や生態系の安定などを考慮した「望ましい沿岸海域の環境」を創生していくことが必要だという機運が高まりつつあります。平成21年11月にはフィリピンで開催された沿岸域の総合的管理に取り組んでいる国々が集まる東アジア海洋会議にも出席しましたが、日本の「里海」という言葉が「Satoumi」として世界中で使われ始めていることを知りました。

海の環境を保つためには、これまでの環境行政の中で重点的に扱われてきた水質の浄化だけでなく、森・川・海を通じた水の循環など、陸と海を含む沿岸域の全体を見渡しながら物質の循環(食物連鎖)を支える生態系の保全と再生に取り組むことが必要です。そして、地域のさまざまな利害関係者と協力して順応的な取り組みを進めることが求められています。

## 総合的な沿岸域管理による地域づくり

本市では、これまで多くの関係

機関と協力して、英虞湾を中心に総合的な沿岸域管理を効果的に実施するための科学的な調査を行いました。今後は「新しい里海」という概念に対する市民の意識の向上や総合的な沿岸域管理を進めるための中・長期的な計画作りが必要になります。そのため、環境省の「里海創生支援モデル事業」や海洋政策研究財団と共同で「海の健

康診断」事業といった取り組みを進めています。「御食つ国」と呼ばれた本市の豊かな海の恵みを後世に伝え、これからも海と共生したまちづくりを進めるためには、多くの課題が山積しています。国や県、関係団体の皆さんのご協力を頂きながら、本市をますます魅力ある地域にしたいと考えています。

## プロフィール

- ◆ 面積 179.63km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 5万8101人
- ◆ 世帯数 2万2669世帯

〔将来都市像〕「住んでよし、訪れてよしの志摩市」

〔まちの特徴〕市の全域が伊勢志摩国立公園に属し、四方に豊かな海あり、八方に旬の逸品ありの「御食つ国」

〔市町村合併〕平成16年10月1日、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の5つの町が対等合併

〔特産品〕真珠製品、ありのふぐ、的



志摩市長 大口秀和



矢かき、伊勢えび、あわび、きんこ、イチゴ、南張メロン、てこね寿司、あおさ

〔観光〕志摩スペイン村、合歓の郷、志摩マリナランド、英虞湾、横山、安乗埼灯台、大王埼灯台、御座白浜、国府白浜、天の岩戸、ともやま公園、海ほおずき、志摩自然学校、志摩パークゴルフ場

〔イベント〕伊雑宮御田植祭、伊勢えび祭、安乗の人形芝居、潮かけ祭り、わらじ祭り、国分寺花まつり、志摩ロードパーティーハイフマラソン

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



三重ブランドに認定された「ありのふぐ」



# 西山の豊かな自然に抱かれて 活力ある、安心安全のまちづくり

## いにしへの都・長岡京

長岡京市は京都盆地の南西部に位置し、乙訓地域を形成する中心市として、北は京都市につながり、西は西山山地を境に大阪府と接しています。その西山の豊かな緑とともに広がる竹林や田園風景が人々に心の潤いと安らぎを与え、長岡京らしい景観をはぐくんできています。美しい西山の景観を守るため、平成21年度に本市は「景観条例」を制定し、また、自然環境保全に向けては、「環境の都」長岡京市環境都市宣言を行ったところです。

JR東海道本線より西側の地域は住宅・商業地区、東側の地域は日本有数の大企業などが集積した工業地区として発展する一方、日本一といわれるタケノコやナス、花菜の産地としても名高く、商業・

工業・農業の均衡の取れた都市形態となっています。

本市は、延暦3年(784年)にいにしへの都「長岡京」が置かれた王城の地であります。また、乙訓地域最大の前方後円墳で、国指定の史跡である恵解山古墳、空海が別当を務めた乙訓寺、菅原道真ゆかりの長岡天満宮、中世の城である勝龍寺城、紅葉で名高い光明寺など数多くの名所旧跡があります。全体が文化財の宝庫であります。

中でも、勝龍寺城は、明智光秀の娘・玉(後の細川ガラシャ)が城主細川藤孝の長男・忠興にお輿入れした城として全国的に有名です。平成4年には、勝龍寺城跡を整備し、市民が憩える勝竜寺城公園が完成しました。同時に、市民の提案により、細川ガラシャのお輿入れの様子を再現する「長岡京ガラ

シャ祭」が開催されました。

以後、ガラシャ祭は、市民まつりとして、毎年11月の第2日曜日に、市民参加による時代行列巡行を中心として、盛大に行われています。

## 音楽のまち・長岡京

さらに最近では、「音楽のまち・長岡京」としても有名になりました。

世界的なバイオリニストである森悠子氏を音楽監督とし、本市で結成された「長岡京室内アンサンブル」が国際的にも高い評価を受けて、演奏活動をされています。

また、本市では平成20年度から、優れたオペラ、オーケストラおよび室内アンサンブルが鑑賞できる「長岡京音楽祭」を開催しております。平成21年からは、京都府内でも評価の高い中学生の吹奏楽



キラシマツツジの美しい長岡天満宮八条ヶ池

け、市民と行政の協働により、平成23年度〜27年度を計画期間とする第3次総合計画第3期基本計画を策定しています。

特に本年度は計画策定を踏まえ、**「環境」「健康」「安全」**をまちづくりの3つのキーワードとして、活力のあるまち、安心安全のまちづくりに取り組んでいます。

まず、都市基盤整備の一環として、京都第二外環状道路(にそと)と阪急電鉄京都線の交差する地点に新駅が、平成24年度末に開業の予定であり、本市は市南部地域の



細川ガラシャのお輿入れを再現した長岡京ガラシャ祭

利便性の向上と活性化を目指して、駅周辺整備事業を開始しています。高速道路のインターチェンジと鉄道の駅が交差するという、全国でもまれな、新しい公共交通の結節点の整備により、広域的な発展が期待されるところです。

次に、地域力の向上を目指して、世代を超えた幅広い交流を促進する「多世代交流ふれあいセンター」を4月から開設しました。また、小学校区を単位として「地域コオーディネーター」を配置し、地域コミュニティのより一層の活性化を図っています。

さらに、環境と景観を創造する取り組みとして、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助や防犯灯や街路灯のLED化にもモデル的に取り組んでいます。

また、本市の大切な緑の財産である西山の森を守るため、森林所有者、地域住民、企業、NPO、大学、行政などが連携して、「西山森林整備推進協議会」を平成17年に設立しました。その活動は、モデルフォレスト運動として注目されています。協議会では多様な主体から参画している会員の皆さんが西山の森に入り、過密なスギ・ヒ

ノキ林を、間伐などにより、豊かな美しい人工林へと手入れしていきます。本市は協議会発足時から参画と支援を続けています。

安心・安全なまちづくりの視点では、本市は小中学校の耐震化や災害時用マンホールトイレの整備を積極的に進めております。

さらに、平成20年度には、市内の小中学校全校にPFIの手法を用いて、空調設備を導入しました。これを契機に環境教育を推進して

います。

厳しい財政状況の中ではありましたが、本年度一般会計予算は、総額243億6160万円、語呂合わせではありませんが、くしくも「西山山麓、色鮮やか」となりました。西山の豊かな自然に抱かれながら、自然環境と都市景観の融合、活力ある都市基盤整備、そして地域力・文化力の向上により、「創造と共生で住みつけたい長岡京」の実現を目指してまいります。

## 「環境」「健康」「安全」のまちづくり

現在、本市では、地域主権に向

## プロフィール

- ◆ 面積 19・18km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 7万9818人
- ◆ 世帯数 3万3817世帯

〔将来都市像〕住みつけたい、みどり歴史のまち 長岡京

〔まちの特徴〕いにしへの都・長岡京跡や多くの文化財、豊かな西山の緑があり、交通の便にも恵まれた、住民の定住志向の強いまち



長岡京市長 小田 豊



〔特産品〕タケノコ、竹工芸品、花菜、千両ナス

〔観光〕長岡天満宮、光明寺、楊谷寺、乙訓寺、勝竜寺城公園、サントリール酒類(株)京都ビール工場

〔イベント〕春の観光まつり、たけのこフェスタ、あじさいまつり、秋のもみじまつり、名月の宴、竹林コンサート、長岡京ガラシャ祭

※面積は国土地理院「全国都府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



# 今こそ独自の突破力と発信力を

## 本年度は飛躍の年に

今、地方分権の大きなうねりの中で、国と地方の関係そのものが変わろうとしています。全国800余りの都市の生き残りを賭けた知恵比べが激化しています。そのような中、首長が考えていかねばならないのは、発想やアイデアでどれだけ新しい行政の付加価値と市民の幸せを生み出しているかということです。総社市はこれまで高いモチベーションを持ち



カストロ・ネーベス駐日ブラジル大使と握手

ながら、まちづくりのさまざまな分野でNo.1を目指してきました。本年度は本市がこれまで進めてきた取り組みが形になっていく飛躍の年にしたいと考えています。

## 霞が関に「対峙」できる人材の育成

特に、これからの地方分権に対応できる自立した強い総社市をつくるため、人材育成は、大きなテーマです。職員採用試験、人事考課、職員の意識改革、それぞれの課題に独自の取り組みを行っています。

## 職員採用試験に民間のジャッジマンを起用

平成21年度の職員採用試験は、政策立案能力、組織内突破力、問題解決能力に秀でた職員を採用するため、2次試験の「あなたが総社

市長に立候補するならどんなマニフェストを掲げるか？」をテーマとしたプレゼンテーション討論試験に、全国でも珍しい民間企業からの試験官を登用しました。この試験を勝ち抜いた若いルーキーズがこれからの市役所を変えていくことができるのか大いに楽しみです。

## 総社オリジナルの人事考課制度

本年度から本格的に実施する人事考課制度は、制度設計の段階から職員と民間企業の人事のプロが共同作業でつくり上げた本市自慢の先進的な制度です。職員組合とも協議を重ね、本格的なインセンティブを盛り込んだ職員のやる気を生み出し、人材を育てていく制度となりました。これから、良い意味での信賞必罰が市役所の組織に根付いていくものと期待しています。

## 中央省庁のスピード感を総社市に注入

まだ多くの職員に染み付いている、国・県の指示に従ってほかの市と横並びの行政をやれば良いという体質を変えていくため、副市長に国土交通省キャリアの竹田正彦氏を迎え、霞が関の洞察力、企画力、スピード感を全職員の精神に注入してもらっています。また、毎年若手職員を一年間文部科学省に派遣していますが、彼らにはわが国を動かしている中央省庁のごみ、実力を体感するとともに、広く知己を得て将来国との太いパイプを持つ人材に成長してほしいものです。

これからの地方分権を推進していくためには、その受け皿となる基礎自治体の体力の向上が不可欠であり、職員の資質向上こそが、その原動力である血液となるのです。

## 総社流の政策を全国発信

これからの地方自治体は、自ら

の政策や地域の特性をどんどん内にアピールしていかなければなりませんし、メディアの活用を含めて全国を意識した発信力を高めていくべきです。自分の住むまちの行政が今何を考え、何をやっているかを発信することは、市民に対して、故郷を離れ都会で暮らす出身者に対しても大切なメッセージになります。それぞれの仕事のいろいろな分野で発信力を持ってやっていくことが、これからの行政マンの心得の一つであり、大いなる役割です。

平成21年3月に実施した三菱自動車新車200台の購入に対する10万円キャッシュバックは全国的にも話題となり、本市の基幹産業である自動車部品製造業を元気づけるとともに、国のエコカー減税



「SOJA BRAZILIAN DAY」にて開催されたフォーラム

導入へと結び付きました。不況に立ち向かう強いメッセージを総社から全国に発信できたいと思います。また、本年の2月と3月には、本市を全国に発信できる大きなイベントがありました。

## SOJA BRAZILIAN DAY

本市は、西日本有数の外国人の住民が多いまちで、市内には中国唯一のブラジル人学校「エスコール・モタロウ・オカヤマ」が開設されています。100年前に夢を求めブラジルに渡った多くの本市市民の末裔たちは、現在景気後退の中で厳しい環境に置かれていますが、その痛みを分かち合い、共に暮らしていける多文化共生のまちづくりを進めています。

3月27日には、本市の多文化共生の取り組みに共感して、カストロ・ネーベス駐日ブラジル大使や石川在エジプト大使などそうそうたるメンバーが、本市の国際交流イベント「SOJA BRAZILIAN DAY」を訪れてくださいました。この日開催のフォーラムにおいて、ブラジル大使を総社市国際名誉顧問に委嘱。また本市と静岡県浜松市とが「多文化共生に資

する人材育成等に係る覚書」を締結し、この日は日本の多文化共生にとってもエポックの1日になりました。

## プロフィール

- ◆ 面積 212.00km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 6万7439人
- ◆ 世帯数 2万4353世帯

〔将来都市像〕 地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市  
 〔まちの特徴〕 古代吉備の国の中心として栄え、現在豊かな自然環境と広域交通の利便性により着実な発展を続けるまち

〔市町村合併〕 平成17年3月22日、総社市、山手村、清音村により新設合併



総社市長 片岡聡一



〔特産品〕 モモ、マスカット、ピオーネ、セロリ、イチゴ、赤米製品、玉豆腐、きびみどり製品  
 〔観光〕 吉備路、備中国分寺、宝福寺、鬼ノ城、福山城址、名勝豪溪、総社宮、きびじつるの里、サン直広場「ええと」そうじや  
 〔イベント〕 吉備路れんげウィーク、総社市民まつり雪舟フェスタ、義民祭、そうじや吉備路マラソン、神が辻新狂言、力石総社

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



# 動き

4月1日～4月30日

## 全国市長会の

先月の全国市長会の活動状況のダイジェストをご紹介します。  
なお、詳細は、下記アドレスでご覧いただけますのでご参照ください。

全国市長会ホームページURL  
<http://www.mayors.or.jp/>

### #1 森会長が「地域主権改革の実現を強く求める緊急要請」を鳩山・地域主権戦略会議議長等に提出

森会長は、4月1日、「地域主権戦略会議（第3回）（3月31日）において、各府省から「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」（第2次見直し分）」についての回答の取りまとめが公表されたが、基礎自治体への権限移譲を行うとの回答は3割弱、義務付け・枠付けを見直すとの回答が約6割となっており、ことから、「地域主権改革の実現を強く求める緊急要請」を、鳩山・地域主権戦略会議議長、原口・地域主権推進担当大臣等に提出し、政治主導により、①地方分権改革推進委員会第1次勧告を上回る「基礎自治体への権限移譲」、②「義務付け・枠付け」の地域主権改革にふさわしい見直しを、地域主権戦略大綱に盛り込むこと等を要請した。

〔行政部〕

### #2 「理事会」を開催

4月7日、理事会を開催した。  
福島内閣府特命担当大臣から「地方消費者行政に関する取組み等について」、岡本総務事務次官から「平成22年度の地方行政運営について」と題してそれぞれ講演が行われた後、本理事会に先立って行われた正副会長会議において決定した「核兵器の廃絶を求める決議」及び1月27日開催の理事・評議員合同会議以降の諸会議の開催状況等について報告があった。なお、理事会終了後、関係省庁に同決議を提出した。

〔企画調整室〕

### #3 地域主権関連3法案に関する公明党と地方六団体との意見交換会

4月7日、地域主権関連3法案（国と地方の協議の場に関する法律案、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地方自治法の一部改正法案）に関する公明党と地方六団体の意見交換会が開催され、本会より副会長の穂積・秋田市長が出席した。

市長は、まず、国と地方の協議の場に関する法律案については、地方が長年要請しており、今回の法案は、準備段階から当会等地方の意見を基に共同して検討を進めてきたもので、概ね地方側の意見を踏まえたものと高く評価しており、早期の成立を要請するとともに、地域主権改革一括法については、義務付け・枠付けの見直しは、勧告の一部で、内容も勧告通りとなっていないなど不十分であるが、今回は、第一弾と考えており、今後とも基礎自治体への権限移譲とも積極的に進めていく必要がある。  
地方自治法の改正については、第29次地方制度調査会答申事項の一部等地方の自由度の拡大のためのものである、特段の異議はない旨の発言をした。

〔行政部〕

### #4 衆議院厚生労働委員会に社会文教委員長倉田・池田市長が参考人として出席

4月13日、衆議院厚生労働委員会が開催され、「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」について審議。参考人として報告を行った。  
その後、保険料・給付・医療サービス等、費用負担のあり方等についての検討が行われ、岡崎・高知市長からは、今回示された財政試算については、①被用者保険が強く反対している総報酬割を前提とした試算となっており、②実現可能であったとしても、国保の負担軽減の財源見直しはあるのかの懸念があること、③試算どおり実現できなければ、国保の財政負担増は回避できず国保保険者としては賛成できないこと、④国保が倒れると、国民皆保険が維持できないこと等について発言した。

また、横尾・多久市長からは、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、国において国保財政の改善策を講じることが必要であること等について発言した。

〔社会文教部〕

### #7 「子ども・子育て新システム検討会議（作業グループ）」に社会文教委員長の倉田・池田市長が出席

4月15日、「子ども・子育て新システム検討会議（作業グループ）」が開催され、幼保一体化を含む新たな世代育成支援のための包括的・一体的なシステムの構築についてヒアリングが行われた。本会から社会文教委員長の倉田・池田市長が出席し、①保育所設置の認可権限を都市に移譲すること、②子ども手当を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係経費に充てることができるようにすること、③「国と地方の協議の場」等

〔行政部〕

### #6 「高齢者医療制度改革会議（第5回）」に、岡崎・高知市長並びに横尾・多久市長が出席

4月14日、厚生労働大臣の下に設置されている「高齢者医療制度改革会議」の第5回会合が開催され、本会国民健康保険対策特別委員長の岡崎・高知市長並びに全国後期高齢者医療広域連合協議会長の横尾・多久市長が出席した。

会議では、まず、岡崎・高知市長から、本会の「新たな高齢者医療制度の制度設計にかかる調査結果」等

〔社会文教部〕

### #5 自由民主党総務部会「地域主権改革関連3法案」に関する地方六団体ヒアリングに、副会長の穂積・秋田市長が出席

4月14日、地方自治法の一部を改正する法律案及び地域主権改革関連2法案（国と地方の協議の場に関する

して、社会文教委員長の倉田・池田市長が出席し、国民健康保険者の立場から意見陳述を行った。

具体的には、同法律案に本年3月をもって期限を迎えた市町村国保に対する財政基盤強化策の延長措置が盛り込まれていること、国民健康保険の都道府県単位に向かつての環境を整備するための新たな仕組みが盛り込まれていること等から速やかな成立を求めた。

また、後期高齢者医療制度については、立ち上がり時において種々の混乱があったものの、現在では一定の落ち着きを見ていることから、多くの広域連合長及び市長は、現行制度をベースに若干の見直しを行うことが現実的であると考えていること、今後の新たな高齢者医療制度の制度設計に当たっては、被保険者はじめ現場に混乱が生じることのないよう、「国と地方の協議の場」等で地方の意見も十分に聞き、地方の意見を尊重した制度設計とすること。

さらに、国保をはじめとする様々な社会保障各般の制度については、単一の市町村の行政努力だけでは効果が上がるものではないことから、基本的には、国が一元的に管理、運営すべきであり、少なくとも都道府県など広域で実施するべきであること等について発言した。



において、地方の意見を十分に聞いた上で、子ども施策に係る制度の構築を図ること等について要請した。

【社会文教部】

#8 「今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する有識者ヒアリング(第一回)」

細江・岐阜市長が出席

4月19日、文部科学省主催の「今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する有識者ヒアリング」に本会を代表して細江・岐阜市長が出席し、今後の学級編制及び教職員定数のあり方を中心に意見陳述。

具体的には、①学級編制権及び教職員定数については、地域の実情等に依じた柔軟な対応や教職員配置が出来るよう、所要の税財源措置と併せて都道府自治体に移譲すること。②教職員人事権については、地域の実情に配慮した広域的な人事交流が出来るようにした上で、所要の税財源措置と併せて中核市をはじめとする都道府自治体に移譲すること。③学校教育と「学校外教育(塾等)」が併存し、家庭環境の違いにより、教育の格差が更に拡大することから、それぞれの役割分担を考慮しつつ、全ての子どもが教育環境の機会を平等に享

受できるよう、国は、「学校教育の改善」と同時に「学校外教育」への取組を行うべきではないかなどの発言を行った。

【社会文教部】

#9 地域主権戦略会議「補助金の一括交付金化に関する地方ヒアリング」に森会長が出席

4月19日、地域主権戦略会議「補助金の一括交付金化に関する地方ヒアリング」が開催された。本会からは森会長が出席し、都市財政基盤確立小委員会(委員長 土野・高山市長)が取りまとめた「補助金の一括交付金にあたっての考え方について」を資料として提出するとともに、

- ・地方の自由度の拡大につながることを前提として、一括交付金化の方向性については理解し期待する
・一括交付金化にあたっては、国の財政再建が優先された三位一体の改革の轍を踏むことなく、事業の執行に必要な予算総額を確保すべきである
・一括交付金化はあくまでも過渡的な措置とし、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分と地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の充実・強化等につながるものとすべきである
・一括交付金における国の事前事後の関与や申請手続・実績報告事務等は極力省略・簡素化が図られるべきである
・国と地方の協議の場等で十分協議し、地方との合意形成を最優先すべきであり、期限を決めて拙速に取りまとめるべきではない等の意見を述べた。

その上で、基礎自治体は都道府県に比べ、その年に実施する事業の規模により、年度間の予算額の振幅が大きく、また、数十年に一度という大規模な事業をどのように平準化するかが課題であり、地方の不安を軽減し、合意形成に資するためにも、段階的な実施も視野に入れた検討が必要であること、さらに、現在、縦割りとなっている省庁別の補助金を横につなぐことを可能にすることで、相当の効果が見込まれること等を個人的な意見として付加した。

【財政部】

#10 事実上の「国と地方の協議の場」を開催

4月22日、事実上の「国と地方の協議の場」が開催され、本会からは森会長が出席した。会議には、森会長をはじめ地方六団体会長が出席し、政府からは、鳩山総理大臣、平野官房長官、原口総務大臣、仙谷国家戦略担当大臣、原口内閣府特命担当大臣、枝野内閣府特命担当大臣、峰崎財務副大臣等が出席した。

冒頭、鳩山総理大臣からは、地域主権改革は政権の一丁目一番地の政策であり、補完性の原理に基づいて地域のあり方を抜本的に改革していく、権限移譲、一括交付金化を進めているが、府省の抵抗も強く、地方の発言・迫力が必要との発言があった。地方六団体側からは、地域の雇用や活性化が大きな

#12 森会長、政権公約調査委員会委員長が地域主権改革を実現するために不可欠な主要項目について、各政党の政権公約に盛り込み、実行するよう要請

4月27日、森会長並びに政権公約調査委員会委員長の倉田池田市長、同委員の岡村川口市長、政策推進委員会委員の石川稲城市長は、参議院議員選挙に向けて各政党の選挙公約に、地域主権改革を実現するために不可欠な主要10項目について、選挙公約に盛り込み、実行するよう民主党地域主権・規制改革研究会の玄葉光一郎会長に面談要請した。また、社会民主党の重野幹事長、国民新党の森田政策会長に要請書を提出した。

翌28日には森会長、倉田池田市長が、自由民主党石破政務調査会長、公明党斉藤政務調査会長に面談要請を行った。申し入れの内容は①都道府自治体への権限移譲の推進、②義務付け・枠づけの廃止・縮小と条例制定権の拡大、③国と地方の役割分担を踏まえた行政の簡素・効率化、④地方交付税の還元・増額の継続と法定率の引上げ、⑤国と地方の役割分担に応じた税源配分と地方消費税の拡充、⑥地方の自由度を高める国庫補助負担金の改革、⑦国直轄事業負担金・都道府県事業負担金の抜本的見直し、⑧高齢者医療制度等の改革、⑨子ども手当のあり方、⑩国と地方の協議の場の適切な運営。

【企画調整室】

#11 地域主権戦略会議「出先機関改革に関する全国市長会、全国町村会からのヒアリング」

石垣・新見市長と矢田・神戸市長が出席

4月22日、地域主権戦略会議「出先機関改革に関する全国市長会、全国町村会からのヒアリング」が開催され、石垣・新見市長(行政委員会委員長)及び矢田・神戸市長(指定都市市長会会長)が出席した。①

【企画調整室】

課題であり、成長戦略の中に地域活性化戦略を位置付ける必要があること、中期財政フレームのなかでプライマリーバランスを持ちだしているが、小泉政権時代に地方財源が約6兆円減らされた経緯がある。地方は行革や歳出削減努力をしてきている。成長しながら負債の負担を減らしていくという前向きな考えで取り組んでほしいとの発言があった。